

令和5年度

第1回江別市緑化推進審議会

日時 令和5年9月25日（月）

午前10時00分～

場所 江別市民会館21号室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

報告事項

第1号 江別市指定樹木の指定解除について

審議事項

第1号 第2次江別市緑の基本計画の素案について

4 その他

5 閉 会

【配付資料】

資料1 江別市指定樹木の指定解除について

資料2 第2次江別市緑の基本計画の素案

参考資料 各取組の現行計画との比較

■江別市緑化推進審議会委員名簿（第13期）

令和5年4月17日現在

□委員の任期：令和3年8月1日～令和6年7月31日（3年間）

区分	役職等	氏 名	所 属 団 体 等	備考
学識経験者	会長	こ さか しん いち 小 阪 進 一	酪農学園大学 名誉教授	
	副会長	おお はら まさし 大 原 雅	北海道大学 名誉教授	
	委員	ごう ざとし 郷 敏	野幌森林愛護組合	
	委員	かど わき だい すけ 門 脇 大 輔	国立研究開発法人森林研究 ・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター北海道育種場	
市長が必要と 認める者 (関係団体等)	委員	かわ むら すみ こ 河 村 純 子	江別市女性団体協議会	
	委員	きく ち いく み 菊 地 郁 美	(一社)江別青年会議所	
	委員	さ が ひろ こ 佐 賀 弘 子	江別市赤十字奉仕団	
	委員	た はら ひさ お 田 原 寿 夫	江別市自治会連絡協議会	
市長が必要と 認める者 (市民公募)	委員	いし ざわ ま き 石 澤 真 希		
	委員	ふじ おか しょう いち 藤 岡 章 一		
	計10人			

報告第 1 号

江別市指定樹木の指定解除について

No	樹種（所在地）	所有者	解除の状況	備考
143	ミヤマザクラ （大 麻 北 町 520-2 郷土資 料館文化財整 理室）	拓豊開発株式 会社 （前所有者： 江別市（教育 部））	所有者は、はやぶさ運動広場 及び文化財整理室跡地解体条 件付整備事業の受託者であ り、令和 5 年 6 月 9 日付で、 「宅地造成工事により伐採す る必要があるため（保存樹木 の位置部分は道路用地予定）」 として、保存樹木等指定解除 申請書の提出を受けたもので ある。 なお、事前に所有者から造園 業者に移植できるか相談をし たが、移植は難しいと判断さ れたため、やむを得ず伐採し たものである。 江別市緑化推進条例第 10 条 第 3 項の規定に基づき保存樹 木の指定を解除し、同条第 4 項の規定に基づき所有者に通 知した。	指定 H28. 9. 30 解除 R5. 6. 15 （解除申請書 提出あり）

※令和 5 年 9 月 1 日現在 保存樹木 89 本、指定樹木 23 本、計 112 本。

No. 143 ミヤマザクラ

大麻北町 520-2 郷土資料館文化財整理室（拓豊開発株式会社 所有）

指定当時の状況



(H29 年 5 月撮影)

解除直近の状況



(R5 年 6 月撮影)

開花・果実の状況



開花の状況 (H29 年 5 月撮影)



果実の状況 (H29 年 6 月撮影)

第2次 江別市緑の基本計画

《素案》

令和5年9月
江別市

目 次

1 緑の基本計画とは	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の範囲と対象	2
1.4 計画の期間	2
1.5 計画の進行管理	3
2 江別市の緑の現状と課題	4
2.1 緑の特性、現状	4
2.2 緑を取り巻く動向	8
2.3 緑の課題	10
3 基本理念と基本方針	12
3.1 基本理念	12
3.2 基本方針	13
3.3 緑の将来像	14
4 施策の体系	15
4.1 施策の体系（八つの取組）	15
5 取組の内容	16
＜取組 1＞ 森林などの緑をまもる	16
＜取組 2＞ 水辺をまもる	17
＜取組 3＞ 緑の拠点・施設のネットワーク化	18
＜取組 4＞ 緑化の推進	21
＜取組 5＞ 緑づくりへの支援	23
＜取組 6＞ 緑にふれる機会の創出	24
＜取組 7＞ 防災・減災に資する緑づくり	26
＜取組 8＞ 生物多様性の保全に資する緑づくり	27
6 緑の配置計画	30
6.1 環境保全の視点からみた緑の配置計画	30
6.2 レクリエーションの視点からみた緑の配置計画	32
6.3 防災の視点からみた緑の配置計画	34
6.4 景観の視点からみた緑の配置計画	36



1 緑の基本計画とは



1.1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

江別市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）は、都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標などを定める緑に関する総合的な計画であり、江別市では平成 16（2004）年 3 月に策定し、平成 26（2014）年には現況の変化に即した見直しを行い、緑地の保全及び緑化の推進に関する様々な取組を行ってきました。

近年、地球温暖化問題や人口の減少、少子高齢化など社会情勢は変化を続けており、市民協働による持続可能なまちづくりが求められています。

(2) 計画策定の目的

本計画は、前計画が令和 5（2023）年度に終期を迎えることから新たな計画として策定し、上記の背景を踏まえ、今後あるべき緑の将来像及びそれを実現するための取組を推進することを目的としています。



図 1-1 緑の機能



1.2 計画の位置付け

本計画は、北海道で定めた「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「北海道みどりの基本方針」の趣旨を反映した地域性を活かした計画であり、「第7次江別市総合計画」を上位計画とし、「江別市都市計画マスタープラン」のほか、「江別市環境管理計画」、「江別市地域防災計画」、「江別市景観形成基本計画」など各分野の計画との整合のもとに定めるもので、これら計画と一体となって江別市が目指す緑の将来像を実現していきます。

また、本計画は、公共施設の整備や開発行為などの指針となるもので、経済活動を規制する法律上の効果は持っていないため、個々の具体的な権利を制限するものではありません。

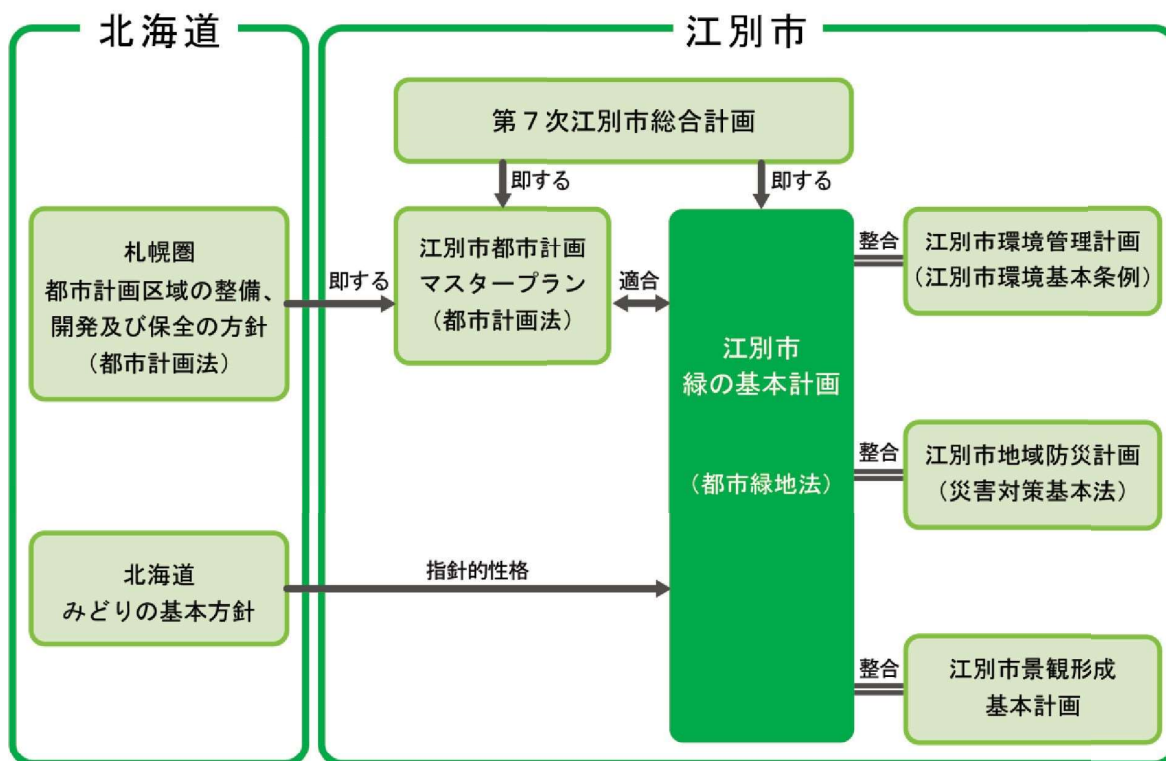


図 1-2 計画の位置付け

1.3 計画の範囲と対象

本計画で取り組む緑の範囲は、江別市都市計画区域（＝行政区）とします。

対象となる緑は、市内の公園、森林、水辺地、街路樹、公共施設の植栽地、民間の樹林地などの場所や樹木や草花などを緑と位置付けます。

また、緑を「まもる」「そだてる」「いかす」などの活動も計画の対象とします。

1.4 計画の期間

本計画における計画期間は、始期を上位計画である「第7次江別市総合計画」に合わせて、令和6（2024）年度とし、令和15（2033）年度までの10年間とします。

また、計画の達成状況や社会情勢・環境情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



1.5 計画の進行管理

本計画で定めた目標が達成されているかを把握し、施策の進捗状況を確認するとともに、マネジメントの基本であるPDCA サイクルによって、適切な検証・進行管理を行います。

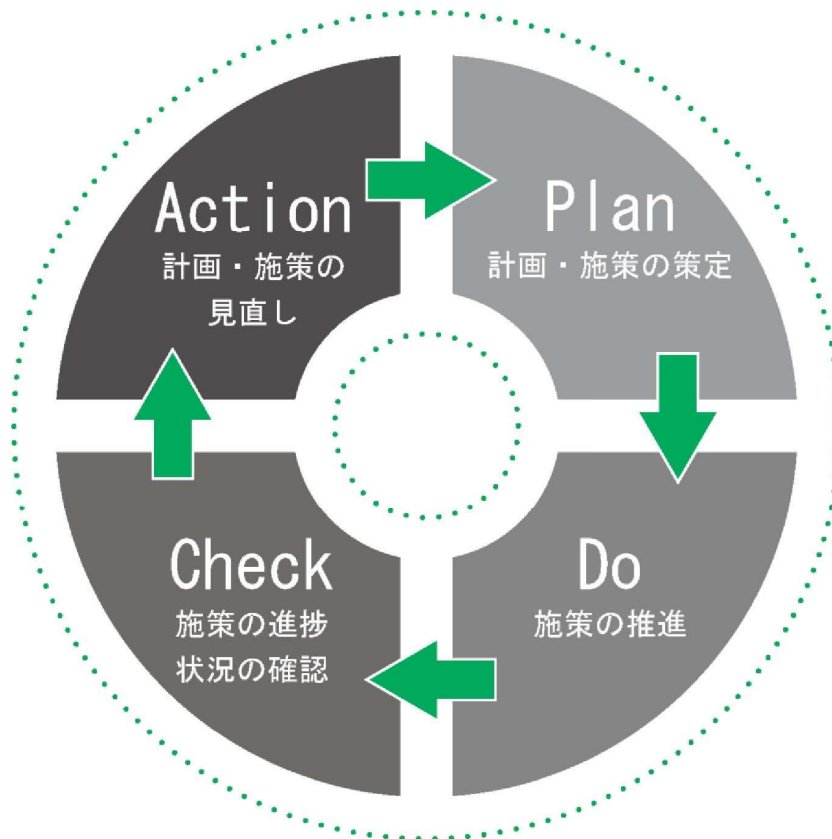


図 1-3 計画の進行管理



2 江別市の緑の現況と課題



2.1 緑の特性、現状

(1) 緑の特性、現状

① 緑の現状と位置付け

江別市は、石狩平野の中央に位置し、東西約 17.3km、総面積約 187.4k m²で、全体的に平坦な地形となっています。

市全体の面積の約 10%を占める野幌森林公園をはじめ、石狩川を含む 42 の河川、農村部の耕地防風林、鉄道林などの多様な緑があり、緑の規模や質、形態や特性に応じて緑の要、骨格、拠点として位置付けられます。

近年は市街化区域^{※1}内の宅地開発などにより若干の減少はありますが、多くの緑を有しており、「緑に親しめる空間があると思う市民割合」も高い割合となっています。

緑の要となる緑地	野幌森林公園
緑の骨格となる緑地	石狩川、鉄道林、各地区の耕地防風林
緑の拠点となる主な緑地	1) 公園など 近隣公園、地区公園、総合公園、広域公園、緑地、千古園、四季のみち、野幌グリーンモールなど 2) 河川・湖沼 市内の各河川とその河畔林、越後沼、中津湖、野幌森林公園内の各池など 3) その他 江別神社・錦山天満宮・野幌神社環境林、しのつ河畔林、酪農学園大学キャンパス、文京台国道 12 号沿道樹林地、屯田兵村林など

表 2-1 緑の位置付け

【用語解説】

※1 市街化区域：都市計画法で定められている都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。



図 2-1 江別市の緑の現状（令和3年6月9日撮影航空写真より）

② 緑に対する市民の意識

例年実施しているまちづくり市民アンケートでは、「緑に親しめる空間があると思う市民割合」は、アンケート調査を開始した平成25（2013）年から増加しています。

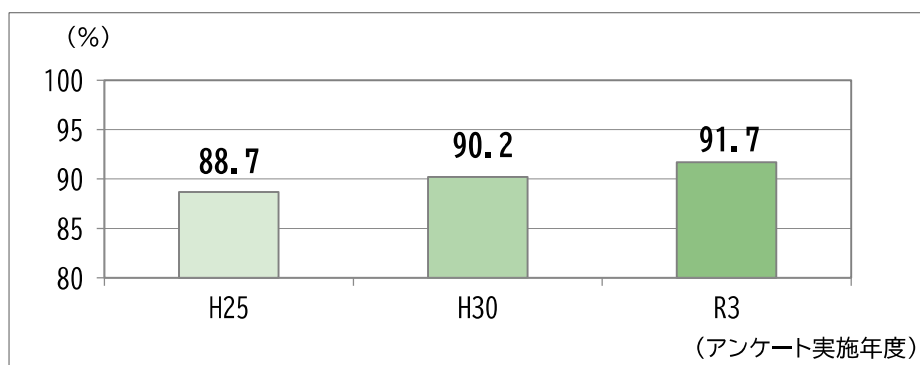


図 2-2 緑に親しめる空間があると思う市民割合の推移

-1- 緑の基本計画とは

-2- 江別市の緑の現状と課題

-3- 基本理念と基本方針

-4- 施策の体系

-5- 取組の内容

-6- 緑の配置計画

資料編



③ 公園や緑地、公共施設等の緑の状況

- 市街地には、大麻・文京台地区の大麻中央公園、大麻新町公園、大麻第2緑地、文京台南町公園、野幌地区の湯川公園、江別地区の泉の沼公園などがあり、良好な自然環境が残る樹林地や水辺を活かして地域の憩いの場、レクリエーションの場として市街地における貴重な空間となっています。一方で、鉄道の南側においては大きな公園が少ない状況です。
- 野幌地区のグリーンモール、江別地区の四季のみちや大麻地区の公園の通路は緑豊かな歩行空間となっており、日常生活において利用されています。
- 令和3（2021）年の市民1人当たり公園面積は16.84㎡で、前計画を策定した時の現状である平成14（2002）年から増加しています。

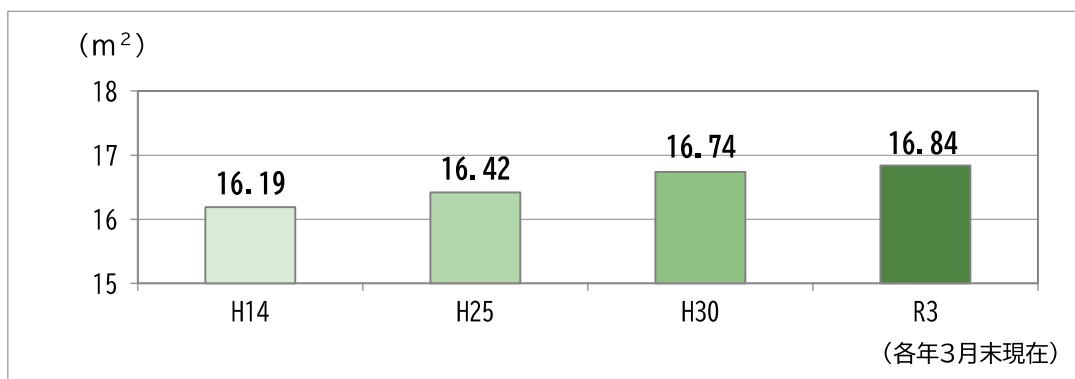


図 2-3 市民1人当たりの公園面積の推移

- 市内の国道、道道、市道の街路樹には、高木ではナナカマド、イチョウ、ハルニシ、低木はモンタナマツ、ツツジ類が多く植栽されています。
- また、市内の国や北海道の施設、市が管理する学校教育施設、社会教育施設、集会施設、福祉施設、保健・医療施設、市役所などにも高木が植栽されています。



(2) 緑被の状況

令和3（2021）年の状況では、樹林地、草地、農地、水面、裸地の合計の緑被面積が、市全体では行政面積 18,738ha に対し、15,233ha で約 81％であり、市街化区域では2,938ha に対し639ha で約 22％となっています。

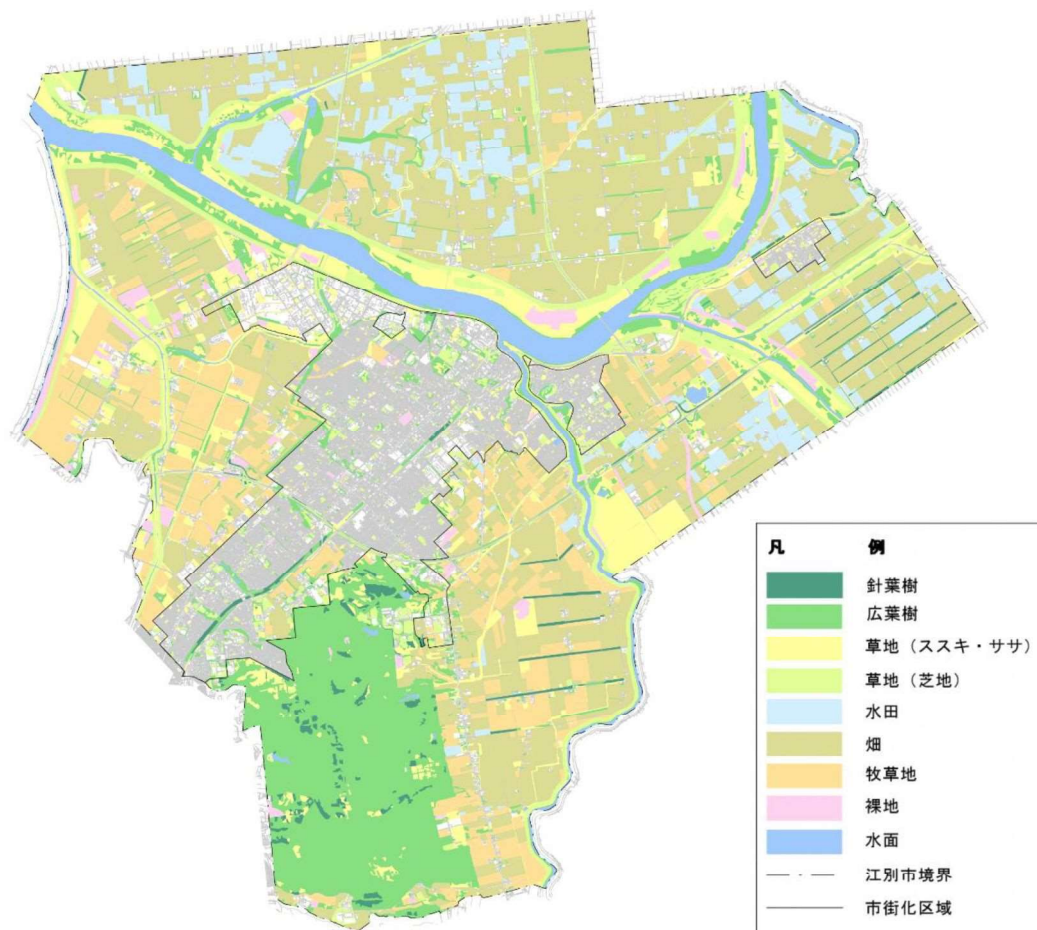


図 2-4 江別市の緑被の状況（令和3年6月9日撮影航空写真より）



2.2 緑を取り巻く動向

(1) 社会経済情勢の変化

① SDGs(持続可能な開発目標)

- 「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」という意味で、世界中で起きている環境問題、差別・貧困・人権に関する問題などを、令和 12（2030）年までに解決していくことを目指しています。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択されました。
- 全部で 17 の目標が掲げられており、本計画では次の目標が関連付けられます。



資料：国際連合広報センターホームページ

<本計画と関連付けられる目標> 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナリーシップで目標を達成しよう
---	---

図 2-5 SDGs17 の目標

② 脱炭素社会を目指すまちづくり

- 令和 2（2020）年に国では、パリ協定の目標達成に向け、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。
- 昨今は 2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、江別市においても令和 5（2023）年に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。
- 緑に関しては、主に森林の保全・育成による二酸化炭素吸収源の確保の取組が関連しています。

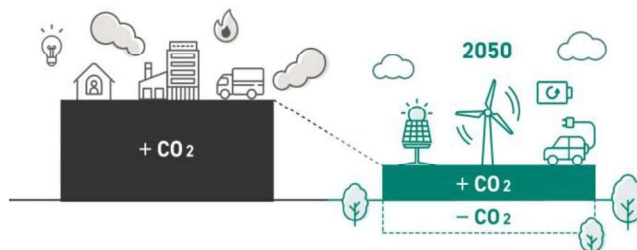


図 2-6 カーボンニュートラルのイメージ

資料：脱炭素ポータルホームページ



(2) 国・道の動向

- 国では、平成 30（2018）年閣議決定した「第五次環境基本計画」において、分野横断的な六つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定しています。
- その中でも、緑については、以下の戦略が関連付けられます。
 - 「国土」（生態系の活用や森林整備・保全）
 - 「地域」（森・里・川・海の保全再生・利用や、都市と農山漁村の共生・対流）
 - 「暮らし」（良好な生活環境の保全）
- 北海道では、平成 31（2019）年に策定した「北海道みどりの基本方針」において、これからの都市の「みどり」のあり方について以下の方向性を打ち出しています。
 - 「量を確保する時代」から、「質を向上する時代」へ
 - 官と民の連携による取組
 - 緑を柔軟に使いこなす取組の実践

(3) 江別市の関連する主な計画

- 江別市では、令和 5（2023）年度策定の「第 7 次江別市総合計画」において、基本理念の一つとして「自然とともに生きるまち」、将来都市像として『幸せが未来へつづくまちえべつ』を掲げています。また、緑に関する取組の基本方針として「水と緑の保全」、「安全で快適な公園環境づくり」を位置付けています。
- 令和 5（2023）年度改定の江別市都市計画マスタープランにおいて、都市づくりに関する各分野の方針ごとに緑づくりに関する内容が位置付けられています。
 - 土地利用の方針
市街地周辺部の農業地や河川、野幌森林公園の保全・活用など
 - 都市施設整備の方針
公園施設の長寿命化や再整備、市民協働による維持管理など
 - 都市環境の方針
都市防災：公園の指定緊急避難場所機能、延焼防止帯の確保など
景観：花のある街並みづくり運動、工場敷地などの緑化推進など
環境共生：水と緑の保全とネットワーク形成、自然環境保全による脱炭素化など



2.3 緑の課題

(1) 緑の確保・整備に関する課題

- 緑は量的に充足しているという認識に立ち、今ある緑の適切な保全及び維持管理が必要です。
- 今後、人口減少や少子高齢化が予想されることから、市の財政規模にあった維持管理、更新費用の平準化、最適化が必要です。

(2) 緑の質・機能・役割に関する全体的な課題

- これからの都市の緑のあり方については、「量を確保する時代」から「質を向上する時代」へ入っていくことから、これまでの緑の機能をさらに掘り下げ、防災・減災や地域活性化、少子高齢化対応など、地域の課題解決に緑の多面的な機能を活かして貢献する緑づくりが必要です。
- 国内外の緑をとりまく動向が変化していることから、SDGs、脱炭素まちづくり、生物多様性といった国際的な取組・枠組への貢献も意識していくことが必要です。

(3) 緑の質・機能・役割に関する機能別の課題

《環境保全系統》

- 緑の要である野幌森林公園、石狩川や鉄道林、防風林といった骨格的な緑を将来の世代へ引き継ぐため、今後も保全と活用が必要です。
- 野幌森林公園や石狩川を活かした環境学習、自然とのふれあい、農地を活かした農村との交流が求められることから、これらの活動に資する緑の維持保全が必要です。
- 緑は快適な都市環境を提供するとともに、環境への負荷の低減や生物多様性の確保にも資することから、市街地も含めた人と自然の共生する環境の形成・維持が必要です。

《レクリエーション系統》

- スポーツやレクリエーションができる公園など、人の心に潤いや安らぎをもたらす核となる緑地の適切な確保が必要です。
- 高齢化への対応や子育て支援のニーズも踏まえ、市民の健康増進、コンパクトで歩いて暮らせるまちづくりに資する緑のネットワークの確保が必要です。

《防災系統》

- 気候変動に伴い激甚化、頻発化する各種の自然災害等に対応するため、これまでの避難場所や避難路の確保、市街地内の延焼防止に加え、水害、土砂災害のリスク低減に資する緑の適切な維持・保全が必要です。

《景観構成系統》

- 生活拠点や交流の場、産業活動の場における、効果的な緑の活用が必要です。
- 江別らしい街並みや風景を彩る緑の保全や緑化の推進が必要です。



(4) 緑と市民との関わりに関する課題

《参加・協働》

- 緑づくりは行政だけでなく様々な主体の関わりが大切であることから、官民連携を含めた緑の維持管理・更新が必要です。
- 地域や事業者の創意工夫による花や緑の街並みづくりが必要です。

《利活用》

- これまで野幌森林公園や石狩川での活動・交流の場が設けられてきており、今後もこれらの継続的な確保が必要です。
- 都市と農村との交流に資する活動の場のさらなる確保が必要です。
- コミュニティ維持や地域の活性化に資する緑の活用が必要です。

《情報提供、担い手・体制づくり》

- 情報を分かりやすく伝えるほか、必要な時に必要な情報が届くよう広報・ホームページに加え、SNS 等多様な手段による情報提供のさらなる工夫が必要です。
- 市固有の緑資源を学びの場として活かすための緑の保全、緑化の意識醸成が必要です。



3 基本理念と基本方針

3.1 基本理念

江別市においては、少子高齢化の進行や自然災害の影響により社会経済情勢が大きく変化しています。また、国内外では脱炭素社会の実現や持続可能な開発目標（SDGs）への対応などが求められています。そうした中で今後の緑のまちづくりを進めていくため、本市の上位計画である「第7次江別市総合計画」で示されている将来都市像「幸せが未来へつづくまち えべつ」に即して、以下のとおり設定します。

《基本理念》

「みどり・水・らしさ」とともに、
心豊かに住み続けられるまち えべつ



市内の様々な緑を大切に、それぞれの緑を市民生活に役立てていくことを目指します。



石狩川をはじめ、42の河川のほか湖沼、噴水、公園の水辺など身近にさまざまな潤いを感じられるまちを目指します。



野幌森林公園、鉄道林、レンガや農村景観の中の耕地防風林、大学のキャンパスの景観など江別らしさを感じられる緑を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。



緑がもたらす潤いや安らぎに加え、緑を通じた様々な学びや活動を通じて、充実した暮らしを市民一人ひとりが実現していく、という願いが込められています。

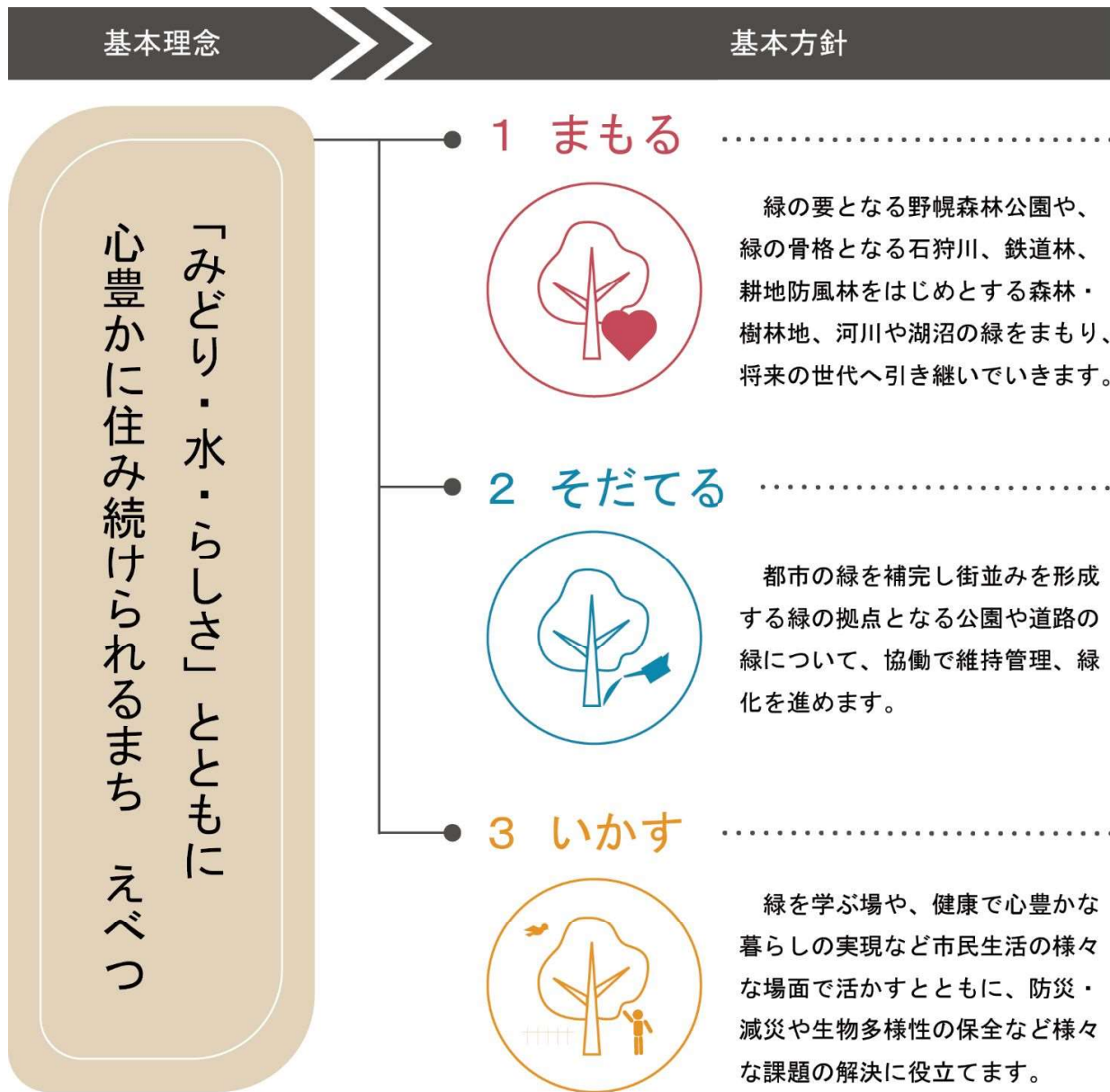


住みやすく、魅力的なまちであり続けるために、その一端を緑が担うことを表しています。



3.2 基本方針

市民協働による様々な取組を通じて、緑に対してどう関わっていくかの観点から、「まもる」、「そだてる」、「いかす」の三つを本計画の基本方針とします。



SDGs との関連



-1- 緑の基本計画とは

-2- 江別市の緑の現状と課題

-3- 基本理念と基本方針

-4- 施策の体系

-5- 取組の内容

-6- 緑の配置計画

資料編



3.3 緑の将来像

緑の将来像は、市民が日常生活を通じて身近な緑と水と江別らしさを感じられ、“心豊かに住み続けられるまち”をつくることです。具体的には、緑の要である野幌森林公園や骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林をはじめ、緑の拠点となる公園、中小河川などの身近な緑や水辺が充実し江別らしさが実感できるまち、さらに道路、公民館などの公共施設の緑化も図られ通勤通学や買い物、休日の散歩やレクリエーションなどの日常生活において緑に囲まれた潤いと安らぎを感じるまちとします。また、市民、事業者、行政がともにこの将来像を共有し協働して緑豊かなまちづくりを進めます。



図 3-1 緑の将来像図

<緑のネットワーク>

○東西ネットワーク

- 大麻地区鉄道林～大麻西公園～大麻中央公園～大麻第2緑地～東西グリーンモール～野幌中央緑地～四季のみち～江別地区鉄道林～石狩川～夕張川～豊幌公園～豊幌地区鉄道林からなる東西の緑のネットワークを形成します

○南北ネットワーク

- 石狩川～世田豊平川～屯田川～屯田兵村林～湯川公園～野幌グリーンモール～天徳寺グリーンモール～駅南グリーンモール～東野幌総合公園～早苗別川～東野幌地区耕地防風林～千歳川からなる南北の緑のネットワークを形成します

○市街地外縁環状ネットワーク

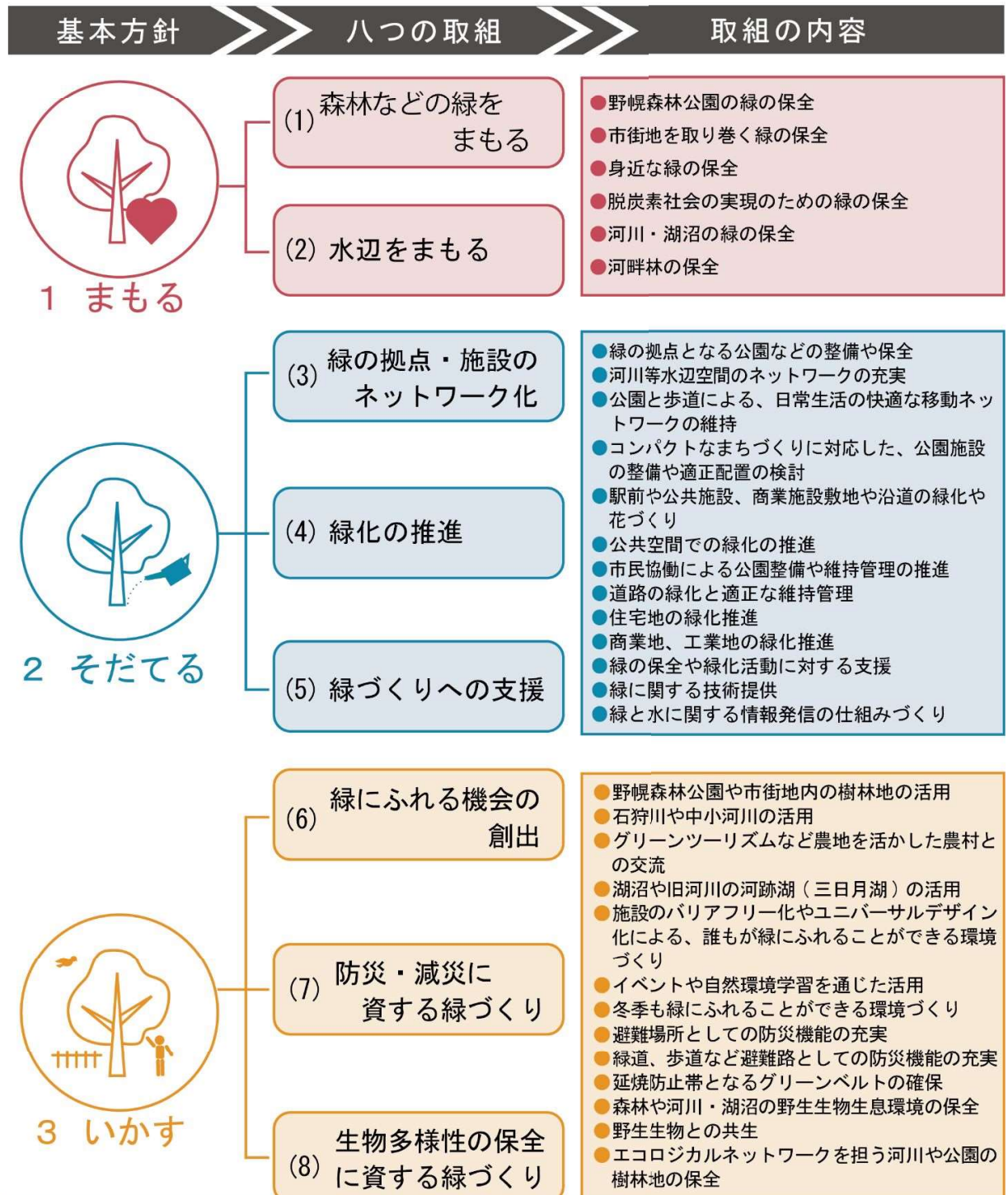
- 野幌森林公園～文京台南町公園～酪農学園大学～大麻地区鉄道林～大麻中央公園～麻別川～世田豊平川～石狩川～千歳川～早苗別川～野幌森林公園からなる市街地を囲む緑のネットワークを形成します



4 施策の体系

4.1 施策の体系(八つの取組)

三つの基本方針を受け、緑地の保全や緑化をはじめ、公園などの整備に関する取組や、活用方策、仕組みづくりなどの市民協働による取組を八つの取組として体系的に整理し、これに基づく総合的な緑づくりを進めていきます。



-1- 緑の基本計画とは

-2- 江別市の緑の現状と課題

-3- 基本理念と基本方針

-4- 施策の体系

-5- 取組の内容

-6- 緑の配置計画

資料編



5 取組の内容



<取組1> 森林などの緑をまもる

● 野幌森林公園の緑の保全

市域の南西部に広がり、道立自然公園に指定されている野幌森林公園は、当市の緑の要であることから、樹木の育成や更新などの適切な維持管理、公園利用者や公園内道路による環境への負荷軽減、不法投棄による環境悪化の防止など自然環境の維持のため、国や北海道、関連自治体、関係団体などと連携しながら、市民ぐるみでの保全を基本としつつ、自然とのふれあいや自然環境教育の場などとして、自然の大切さや仕組みに配慮した活用に努めます。

また、野幌森林公園の周辺部においては、開発による負荷の軽減や既存の自然環境を有する樹林地などの保全のため、開発に伴う緩衝緑地の設置や既存緑地の所有者の理解と協力を得ながら、周辺環境の保全に努めます。

● 市街地を取りまく緑の保全

良好な営農環境にある農地は保全することを基本とし、耕地防風林、市街地に隣接する樹林地、河畔林などについては、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理と保全に努めます。

千古園や榎本公園、神社境内の樹林地などの歴史的な緑地については、樹木の健康診断や治療、樹木の更新などの適正な維持管理を通じて良好な状態を維持し、後世に引継ぐよう努めます。

● 身近な緑の保全

市街地における緑の骨格となる鉄道林については、樹木の育成や保全のための状況に応じた適正な管理など、永続的な保全のために所有者の理解と協力を得ながら保全に努めます。

公園や良好な自然環境の残る樹林地や水辺は、樹木の育成や更新のために適正な維持管理を行い、良好な状態の維持を図ります。また、民有地の良好な自然環境の残る樹林地は、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理を図り、永続的な保全のために所有者の理解や協力を得ながら保存樹林^{※2}の指定などにより保全に努めます。

宅地造成などの開発において、都市環境の維持・向上のために必要なまとまった面積の既存樹木の保全や新たな緑化については、江別市緑化推進条例に基づき事業者と協議しながら地区内の緑化を検討するとともに、緑地協定^{※3}や地区計画^{※4}などの諸制度を活用しながら緑の保全と緑化の推進に努めます。

● 脱炭素社会の実現のための緑の保全

脱炭素社会の実現に向け、森林による二酸化炭素吸収源としての効果を発現するため、植樹、育林を継続的に進めます。また現状で吸収源として機能している既存の森林についても、機能低下を防ぐ観点から保全に努めます。

【用語解説】

※2 保存樹林：都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木の集団のうち、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め指定したもので、所有者は枯損防止に努めなければならない

※3 緑地協定：都市緑地法第45条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定のこと。

※4 地区計画：それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備および保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5に基づき一体的な街区について主として街区内の居住者などの利用に供される道路や公園などの施設整備、建築物の建築などに関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為などを規制し誘導していくために、市町村が都市計画に定める計画制度のこと。



<取組 2> 水辺をまもる

● 河川・湖沼の緑の保全

石狩川をはじめとする市内の河川や湖沼において、市民ぐるみで水辺の生きものの調査や情報の収集、治水機能と調和させながら水辺の生態系に配慮した水辺環境の保全に努めるとともに、良好な水辺環境の維持や必要に応じて水質浄化に努めます。

● 河畔林の保全

良好な自然環境が残された河畔林については、治水機能と調和を図りつつ、その環境維持のために河川管理者などと協力して市民ぐるみで保全に努めます。



図 5-1 中津湖

石狩川（写真）

図 5-2 石狩川

「基本方針1 まもる」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和3年度】	目 標 【令和15年度】
1 まもる	保安林面積	2,019ha	➡
	市全体の緑被率	81%	➡



<取組 3> 緑の拠点・施設のネットワーク化

● 緑の拠点となる公園などの整備や保全

良好な自然環境の残る樹林地や水辺などを活用した拠点づくりを基本に、東野幌総合公園の整備や既存公園の再整備、公園の地域バランスの改善を図るなど、地域の憩いの場や多様なレクリエーションに対応した拠点整備を進めます。

● 河川等水辺空間のネットワークの充実

市内の緑の各拠点を結び、特に野幌森林公園と石狩川を結ぶ緑の要素となっている河川においては、国の「多自然川づくりの基本方針」に基づき河川改修を行うとともに、河畔林の保全や創出など、自然環境に配慮した生態系ネットワークの充実や築堤を利用したレクリエーション系ネットワークの充実に努めます。

(写真等)

(写真等)



● 公園と歩道による、日常生活の快適な移動ネットワークの維持

市街地の緑の各拠点を結ぶ役割を果たしている緑道などの歩行系空間においては、歩行者や自転車、車椅子などで安全かつ快適に移動できるよう、樹木や舗装、休憩所などの適正な維持管理を行い、レクリエーション系ネットワークの充実を図るとともに、幹線道路の街路樹などの適正な維持管理を図り、木陰の確保や景観向上の観点からも快適な移動空間の確保を図ります。

● コンパクトなまちづくりに対応した、公園施設の整備や適正配置の検討

必要に応じて周辺環境や自然環境、社会情勢などを踏まえた、都市公園としての役割分担、施設機能の再編・集約など適正配置について検討します。

○みんなが使いやすい公園になるように、役割をみなおす

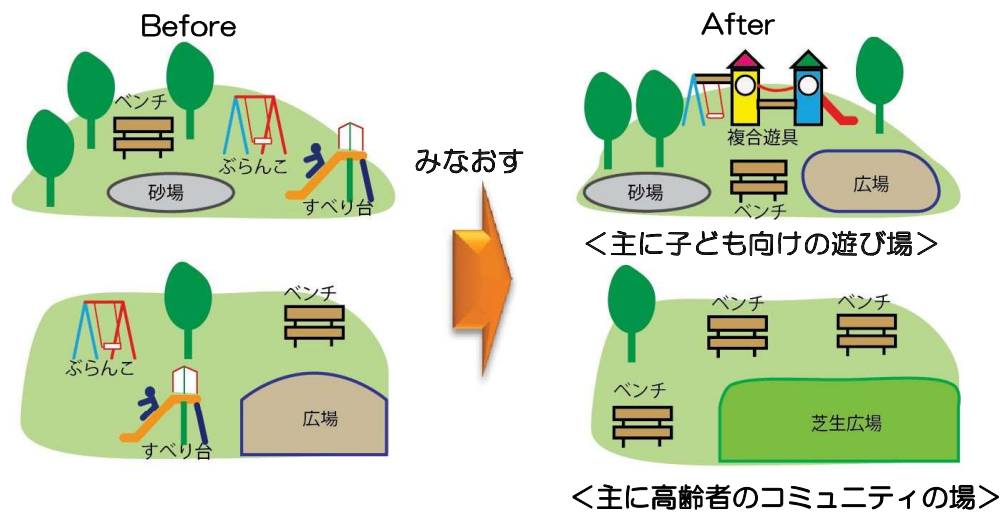
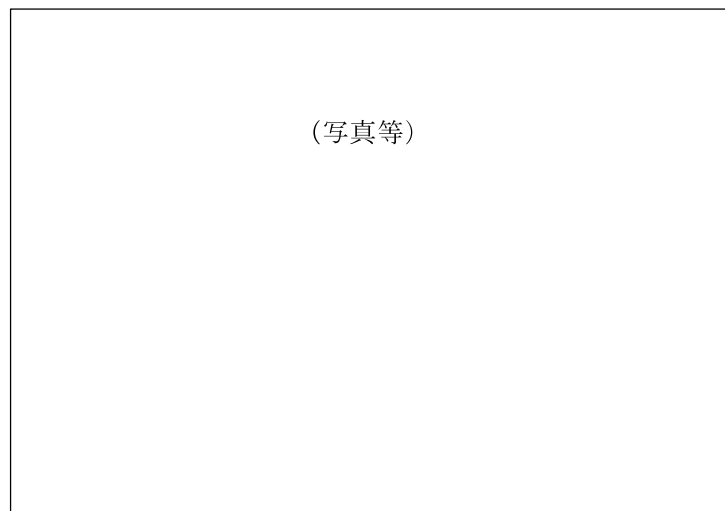


図 5-3 施設機能の再編・集約のイメージ





【都市全体の公園等の配置の考え方】

市街地では、歩いて行ける範囲に配置するものとし、それぞれの特質に応じた都市公園の分布の均衡を図り、また、都市公園としての役割を踏まえ、機能の分担や適正配置に努めます。

また、一定規模の宅地造成などにより居住人口が増える場合においては、周辺の公園配置や地形等の状況に応じ、必要に応じて公園配置の検討を行います。

【公園の緑化の目標】

既存公園の再整備および新設する公園の緑化面積率は、緑の政策大綱（平成 6 年 7 月建設省決定）に従って、街区公園および運動公園は 30%以上、それ以外の住区基幹公園および都市基幹公園は 50%以上、緩衝緑地および緑道は 70%以上、都市緑地は 80%以上確保することを目標とします。



<取組 4> 緑化の推進

● 駅前や公共施設、商業施設敷地や沿道の緑化や花づくり

公園や道路、市庁舎、小広場や商業施設など皆が集まる空間の緑をデザインする際には、せん定の際の樹形を損なうことのないような配慮や、江別らしさの代表的な素材であるレンガなどとの調和、隣接する施設との連携や統一感、歓迎ポイントなどの特徴ある空間、景観や江別らしさ、地域の個性などに配慮した緑のデザイン、イメージアップを行い、地域のシンボルや親しまれる緑の拠点となるよう努めます。

● 公共空間での緑化の推進

公共施設においては、庁舎などの周辺緑化や屋内緑化を図るなど、緑化推進の取組を率先して行います。また、学校などは自然環境教育のために生態系が体験できる空間としての緑地づくりを検討します。さらに各庁舎の敷地に応じて木陰やベンチなどの施設を充実させ、気軽に散歩や休憩などができる、地域に開放された緑の拠点となるよう努めます。

公園や道路などの公共施設においては、花植えなどの緑化やせん定、施肥などの維持管理を通じて、地域の緑の拠点や憩いの場、快適な生活環境となるよう市民ぐるみで緑化に努めます。

また、公共施設を再整備もしくは新設する場合には、緑被率が教育施設は 30%以上、その他の施設は 20%以上となるよう努めます。

● 市民協働による公園整備や維持管理の推進

公園においては計画的な緑化や適正な維持管理を行い緑豊かな公園を維持し、地域の日常的な協力により地域のふれあいの場、憩いの場となるよう維持管理に努めます。

新設や再整備の公園については、親しまれる公園となるよう計画段階から市民参加による公園づくりを進めるとともに、地域による公園管理や植栽、花壇づくりなどの緑化に努めます。

ebetsu park
アダプト・プログラム



この公園は
〇〇自治会が協力して
きれいにしています

アダプト・プログラムとは・・・
公園など公共施設の維持管理（アダプト）とみなし、
市民が自治会やボランティア団体に依頼や協力を
お願いする方法です。江別市では、このような市民
参加のまちづくりを推進しています。

活動していただく
団体名が入ります。



江別市では、自治会や高齢者クラブなどの団体のみなさまが、身近な公園の里親とし、清掃など美化活動のご協力を頂く公園のアダプト・プログラム制度を導入しています。

図 5-4 公園管理について（江別市アダプト・プログラム）



● 道路の緑化と適正な維持管理

統一感のある景観や特色ある景観づくりを目指し、道路の緑化や適正な維持管理を行って緑豊かな道路空間を維持し、隣接する公園や公共施設、店舗、個人住宅などと連携した整備などで、道路空間の緑の充実を図ります。また、植樹帯の空いているスペースには、地域の緑化活動と協力して花を植えることで、彩りと潤いのある道路空間づくりに努めます。

現状、行っている活動の様子がわかる写真など

現状、行っている活動の様子がわかる写真など

図 5-5 ●●

図 5-6 ●●

● 住宅地の緑化推進

住宅地においては、新たな植栽や緑量の向上などによる緑化推進を図るために緑化スペースとして敷地面積の20%以上を確保し、かつ敷地内に樹木を1本以上または道路に面した部分を生垣化することを目指し、樹木などによる緑化ができない場合はプランターなどで玄関先や窓辺などの緑化を図り、それに代えることとします。市民ぐるみで住宅地の緑化を図り、住宅地としての景観の向上と快適な生活環境をつくるよう努めます。

また、新たに造成される宅地開発では、既存樹林地などの保全のほかに道路などの公共空間や宅地内の緑化のために、地区計画や緑地協定などの諸制度を活用した緑化推進に努めます。

● 商業地、工業地の緑化推進

商業地では、店舗、事務所などの商業・業務施設は1入口1鉢以上の緑化、店内や事務室内の屋内緑化を図ることを目指します。敷地内に設けられた歩行空間や小広場の緑化をはじめ、商店街や店先の緑化、駐車場や屋上・壁面緑化など事業者の自発的な緑化の協力を得ながら、既存制度の活用や緑化の啓発などと連携し、緑豊かで彩りのある商業空間とするため緑化に努めます。また、商業・業務施設などの敷地においては、江別市宅地開発指導要綱に準じ、敷地面積の3%以上の面積を周辺環境に配慮しながら緑化を図ることを目標とします。

工業地では、イメージの向上やそこで働く工場従事者などの健康増進のために、工場立地法などによる敷地内の緑地の確保をはじめ、接道する部分への植樹や花植えなど事業者の自発的な緑化活動や、周辺に残された自然環境の保全のための協力を得ながら、企業と一体となって緑豊かな工業地区とするため緑化に努めます。また、工場の新設については、工場立地法及び江別市工場立地法準則条例に準じ、緑地面積率※5は20%以上、環境施設面積率※6は25%以上（工業団地の区域の食品を製造、加工する業種については、緑地面積率は10%以上、環境施設面積率は15%以上）を確保することを目標とします。

【用語解説】

※5 緑地面積率：敷地面積に対する芝生、低木、高木などで覆われた土地または建築物屋上緑化施設の面積の割合。
 ※6 環境施設面積率：敷地面積に対する緑地および噴水、池、屋外運動場など周辺地域の生活環境の保持のために管理されている土地の面積の割合



<取組 5> 緑づくりへの支援

● 緑の保全や緑化活動に対する支援

市民が主体となって行う公園や河川の自然環境の保全活動、公園や道路の植樹や花植えなどの緑化活動や清掃、草刈り、せん定などの活動を進めやすくするための環境づくりの支援を図ります。

また、環境緑化を総合的に推進するために江別市緑化推進条例などの現行の諸制度を活用するとともに、家庭で不要となった樹木を希望者へ仲介する緑のデータバンクや緑の相談、技術指導を行う支援体制の充実を検討します。

● 緑に関する技術提供

自治会や商店街、学校や近所同士による花づくりや庭づくりなどの緑化を進めるために、必要な情報提供や技術的な支援などを行います。また、市民や企業などが中心になって行う緑化活動などを支援していくため、緑化の知識や技術的なアドバイスを行う体制づくりに努めます。

● 緑と水に関する情報発信の仕組みづくり

大学などの専門機関や市民団体、ボランティア、一般市民などが行政と連携し、緑と水に関する調査研究、情報の蓄積や一元化を進め、専門的な情報からサクラ情報などの身近な情報まで、市民ニーズに応じて、インターネットや SNS、パンフレットなどにより情報発信できる仕組みづくりを進めます。

「基本方針 2 そだてる」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和 3 年度】	目 標 【令和 15 年度】
2 そだてる	市民 1 人あたりの公園面積	16.88 m ²	➔
	保存樹木数	89 本	➔



<取組 6> 緑にふれる機会の創出

● 野幌森林公園や市街地内の樹林地の活用

市街地に近接する野幌森林公園や、市街地内の自然環境の残された樹林地などは、散策や手軽な森林浴などで潤いと安らぎを享受できる空間として、また、体験学習の場として自然に親しめるよう所有者の理解と協力を得ながら活用に努めます。

野幌森林公園（写真）

民間の樹林地（写真）

図 5-7 野幌森林公園

図 5-8 民間の樹林地

● 石狩川や中小河川の活用

石狩川と千歳川との合流点を水と親しむための拠点として、堤防緑化をはじめ江別駅前市街地、江別河川防災ステーション、河川敷緑地などと連携しながら、釣りやヨットなどの川遊び、散策、サッカーなどのスポーツや憩いの場づくり、水辺を活かして地域の賑わい創出をめざす「かわまちづくり」など、管理者と連携を図り活用に努めます。

市街地を流れる中小河川においても、自然観察や環境学習、散策など水辺と親しむ場として、管理者と連携を図り活用に努めます。また、河川の改修の際には環境に配慮した国の「多自然川づくり」を基本とし、生態系に配慮した水と親しむことができる空間をつくるよう努めます。

河川防災ステーション（写真）

自然観察（写真）

図 5-9 河川防災ステーション

図 5-10 水辺の自然塾



● グリーンツーリズムなど農地を活かした農村との交流

農村とまちとの交流や土にふれて作物をつくるなど、農地を活用した市民農園の整備や滞在型農業体験などのグリーンツーリズムを通じて土と人との交流の場を提供できるよう、農業者と連携した農地の活用に努めます。

都市と農村の交流センター
えみくる（写真）

図 5-11 都市と農村の交流センター「えみくる」

● 湖沼や旧河川の河跡湖(三日月湖)の活用

市内に点在し良好な自然環境が残る越後沼をはじめとする湖沼や、河川改修などにより生じた河跡湖は、野鳥観察や自然観察の場として市民ぐるみで環境負荷の軽減を図りつつ、管理者との連携や所有者の理解を得ながら活用に努めます。

● 施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化による、誰もが緑にふれることができる環境づくり

公園などを利用する際の物理的な障害を取り除き、段差の解消などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン化の考えに基づき木陰の確保、案内施設や設備への配慮などを進め、幼児や高齢者、障がい者はもとより健常者にとっても誰もが使いやすい、安心して緑にふれられる空間づくりに努めます。

● イベントや自然環境学習を通じた活用

野幌森林公園をはじめ良好な自然環境のある緑地や水辺では、森林浴や自然観察会、トレッキング、講習会などによる自然に親しむ機会づくりに努めます。

市街地では、ガーデニング講習会や公園の花壇づくりなどの緑と水に親しむイベントや枝打ち体験、植樹会など緑を守り育てる参加型のイベントの開催など、各種イベントを通じて緑や水辺にふれる機会づくりに努めます。

また、学校や子ども会、自治会などと連携し身近な緑や水辺を活用して、自然の大切さや自然保護の必要性などの自然環境学習や地域の活動を通じての緑にふれる機会づくりに努めます。

● 冬季も緑にふれることができる環境づくり

公園などの公共施設に針葉樹を含めた緑化を図るなど、冬には歩くスキーなどで緑にふれられる環境の整備に努めるほか、公共施設の屋内の緑化を図ることで冬季間の施設利用者に対する癒し効果や快適さを高めるため、緑にふれられる機会づくりに努めます。



<取組 7> 防災・減災に資する緑づくり

● 避難場所としての防災機能の充実

災害時の避難場所としての公園や学校などは、防災に対応した施設の充実を図るとともに、延焼防止のために新たな緑化や既存樹木の適正な維持管理を通じて、防災機能の充実を図ります。

● 緑道、歩道など避難路としての防災機能の充実

緑道や公園の通路、街路樹のある幹線道路の歩道などの歩行系空間は、避難場となる緑の各拠点を結んでおり、これらにおいて延焼防止や避難時の安全性を確保するなどの目的で、新たな緑化や適正な樹木の維持管理を通じて、防災系ネットワークの充実を図ります。

● 延焼防止帯となるグリーンベルトの確保

延焼防止に有効な緑地として、鉄道林や北海道縦貫自動車道、グリーンモールや四季のみち、大麻中央公園など、災害時の延焼遅延のためのグリーンベルトとして機能させるため、今後も適正な維持管理を行い、機能の充実に努めます。



＜取組 8＞ 生物多様性の保全に資する緑づくり

● 森林や河川・湖沼の野生生物生息環境の保全

市全域及び広域の生物多様性確保のためにエコロジカル（生態系）ネットワークの核となる、野幌森林公園及び隣接する緑地の保全、石狩川、千歳川、夕張川をはじめとする水辺の保全のため、「環境緑地保護地区」※7「鳥獣保護区」※8などの保全手法を活用するとともに、国や北海道、他市町村などと情報共有や連携を図りながら、地域ぐるみの保全に努めます。

● 野生生物との共生

都市部の周りに良好な自然環境を有する本市においては、野生生物との接触機会も多く、カラスをはじめアライグマやキツネなど、都市環境に適応してきた動物と人間との共生が課題となっています。このことから、外来種問題などに適切に対応しながら、野生生物との共生方法などについて情報発信し、環境教育等を通じて市民への野生生物に対する理解を深める機会の創出に努めます。

また、外来種の扱いについては、外来生物法（特定外来生物による生物生態系に係る被害の防止に関する法律）や外来種被害三原則（入れない・捨てない・広げない）に基づくとともに、専門機関などの意見をもとに適切に対応します。

● エコロジカルネットワークを担う河川や公園の樹林地の保全

野生の生き物は、繁殖の場や、餌場、休息の場など、多くの場を必要とし、さまざまな目的で移動しています。

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことをエコロジカルネットワークといい、その形成にあたっては、核となる地域（コアエリア）およびその地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能にすることで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これら生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保することが必要です。

そのため、野幌森林公園をコアエリアとし、その周辺の河川空間や防風林の保全、緑豊かな公園や街路樹の適正な維持管理によってバッファゾーン、コリドーを確保するため、河川や湖沼、鉄道林や防風林、緑豊かな公園や緑道の樹林地の保全を図ります。

【用語解説】

※7 環境緑地保護地区：「北海道自然環境等保全条例」により「市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区」として指定されている地区のこと。

※8 鳥獣保護区：鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、保護区内においては、狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

5. 取組の内容



-1- 緑の基本計画とは

-2- 江別市の緑の現状と課題

-3- 基本理念と基本方針

-4- 施策の体系

-5- 取組の内容

-6- 緑の配置計画

資料編

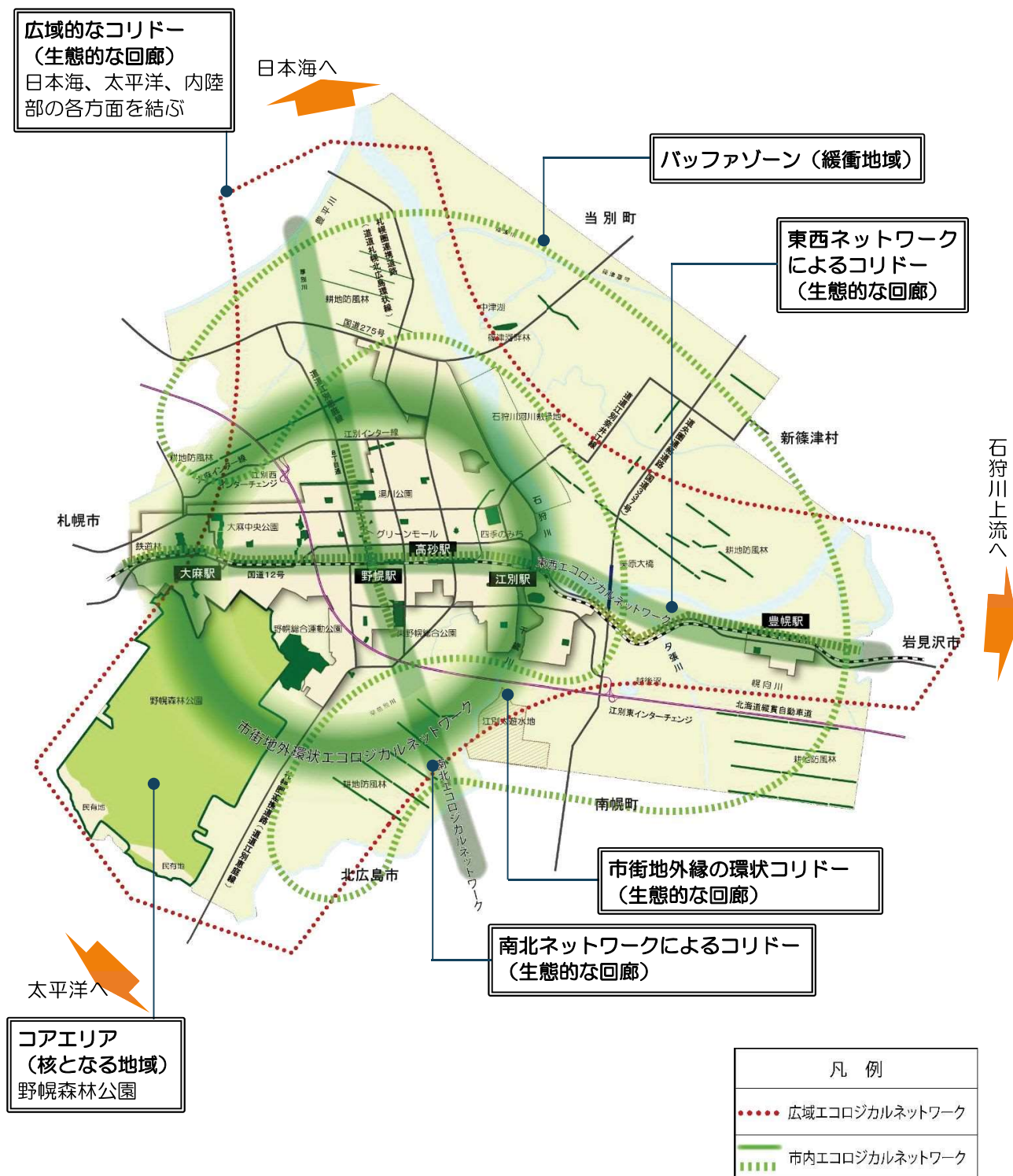


図 5-12 エコロジカルネットワーク図



「基本方針 3. いかす」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和 3 年度】	目 標 【令和 15 年度】
3 いかす	緑に親しめる空間があると思う市民割合（市民アンケート実施年度の割合）	91.7%	
	環境関連イベント等への参加者数	1,060 人※	

※新型コロナウイルス感染症の影響のない平成 30 年度を現状値とした

-1- 緑の基本計画とは

-2- 江別市の緑の現状と課題

-3- 基本理念と基本方針

-4- 施策の体系

-5- 取組の内容

-6- 緑の配置計画

資料編



6 緑の配置計画



緑には、多面的な機能として「都市緑地法運用指針」で示される「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの主な機能があり、それぞれの機能の視点からみた緑の配置計画を示します。

6.1 環境保全の視点からみた緑の配置計画

環境保全に関する緑の機能・役割については、市外の森林・河川と連続しながら都市や生態系の骨格を形成し、自然環境の保持や生態系の保全、脱炭素社会を目指すための温室効果ガスの吸収源など、都市に根差した環境負荷の低減のための良好な緑の基盤としての役割があります。

また、生物多様性の保全に資する緑の機能を確保・維持するため、緑と水による「エコロジカルネットワーク」の形成・維持を図ります。

(1) 都市環境の基盤

緑豊かな都市環境を構成する緑の要となる野幌森林公園、骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林は環境保全・環境負荷低減のための基盤として保全します。

(2) 優れた自然環境

道立自然公園に指定されている野幌森林公園、良好な自然環境の残る河川や水辺、市街地に残された樹林地を、優れた自然環境の緑として保全します。

(3) 快適な生活環境の形成

市街地のまとまった樹林地を有する公園や公共施設敷地、民有地、及び鉄道林は、ヒートアイランド現象の緩和など快適な生活環境の形成に資する緑として保全します。

(4) エコロジカルネットワーク

野生の生き物の生息や移動環境を考慮した生態系の拠点の適切な配置やつながりであるコアエリア（核となる地域）、バッファゾーン（緩衝地域）コリドー（生態的な回廊）からなるエコロジカルネットワークを保全します。



1- 緑の基本計画とは

2- 江別市の緑の現状と課題

3- 基本理念と基本方針

4- 施策の体系

5- 取組の内容

6- 緑の配置計画

資料編



図 6-1 環境保全の視点からみた緑の配置計画図



6.2 レクリエーションの視点からみた緑の配置計画

レクリエーションに関する緑の機能・役割については、野幌森林公園や石狩川など市街地周辺の森林、河川での自然とのふれあいや、農地での都市と農村交流、市街地内の公園でのスポーツや日常的なレクリエーションなどの機能があります。

(1) 自然とのふれあいの場となる緑

豊かな自然環境を有する野幌森林公園や石狩川、その他の河川や湖沼は、自然観察、自然体験、環境学習などの場として自然とのふれあいの場として活用します。緑とします。

(2) 市街地におけるレクリエーションの場

市街地内の公園、野幌グリーンモールや東西グリーンモール、四季のみちなど子どもの遊び場やジョギング、散歩に利用できる場は、市街地におけるレクリエーションの場となる緑として活用します。

(3) 郊外におけるレクリエーションの場

野幌森林公園及び市の屋外運動施設の中核となる野幌総合運動公園及び石狩川河川敷緑地は、郊外におけるレクリエーションの場となる緑として活用します。また、体験農場や貸農園は、都市と農村の交流ができる場として活用します。

(4) レクリエーションの場のネットワーク

市街地の公園・緑地をつなぐ緑道や街路樹のある道路、樹林地や河川沿いの道路などは、レクリエーションの場のネットワークとなる緑とします。

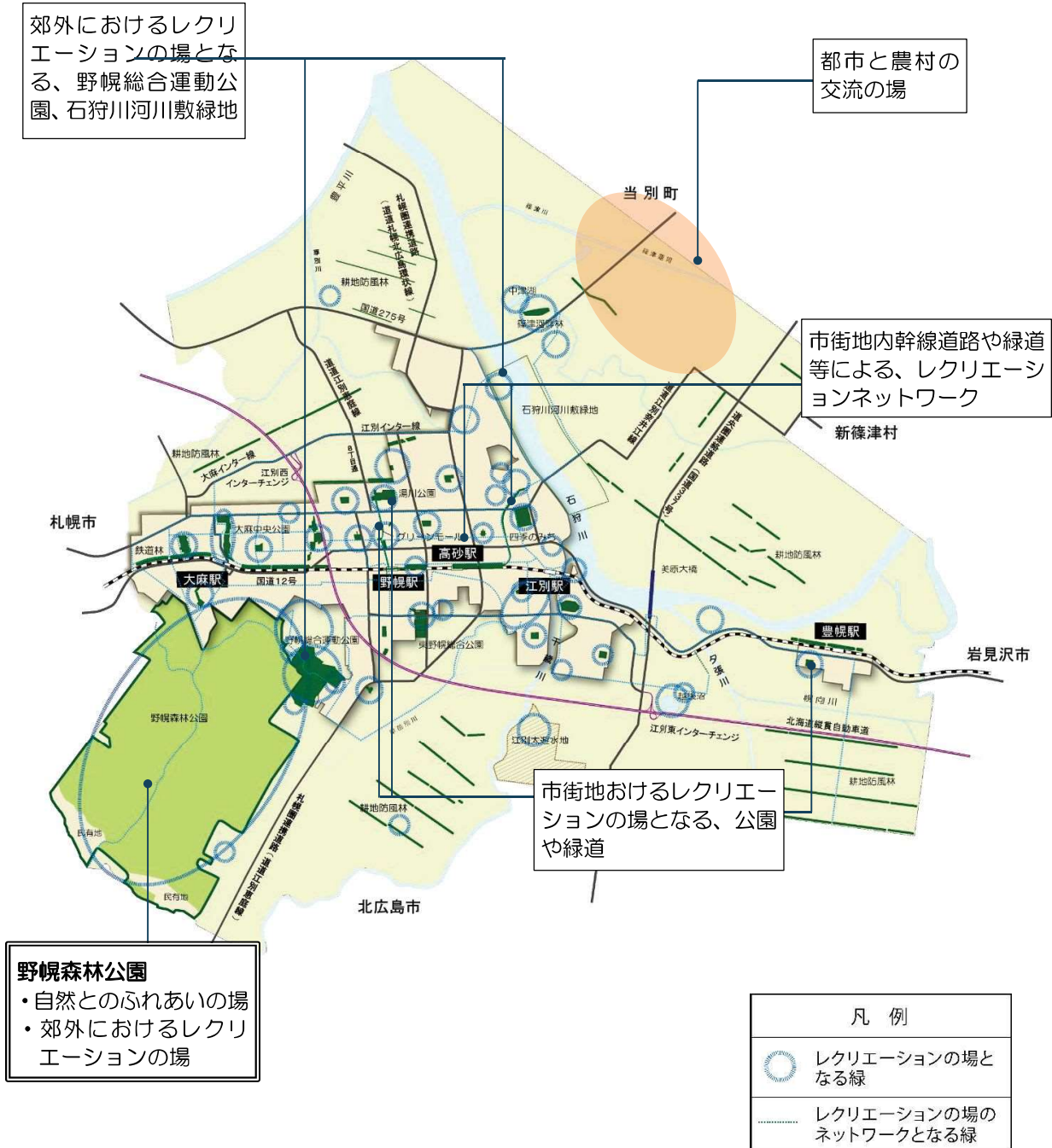


図 6-2 レクリエーションの視点からみた緑の配置計画図

1- 緑の基本計画とは

2- 江別市の緑の現状と課題

3- 基本理念と基本方針

4- 施策の体系

5- 取組の内容

6- 緑の配置計画

資料編



6.3 防災の視点からみた緑の配置計画

防災に関する緑の機能・役割については、火災の延焼防止、市街地内の公園や公共施設、民有地の緑地による災害発生時の避難場所の提供、緑道や街路樹のある道路などによる避難路の提供の機能があります。

(1) 避難場所の整備

- 1) 市内の公園は、その一部が災害発生時の指定緊急避難場所※⁹となっており、これらの公園が互いに補完し合う配置となるよう緑化を進め、避難場所として防災機能の強化を図ります。
- 2) 総合公園も同様に指定緊急避難場所として緑化を進め防災機能強化を図るとともに、災害時の復旧・救援活動拠点として活用できるよう防災公園機能を有する整備を図ります。
- 3) 学校をはじめとする公共施設の多くが地域防災計画によって指定避難所※¹⁰となっており、各施設において緑化を進めるなど、避難所としての防災機能の充実を図ります。

(2) 避難路の確保

- 1) 四季のみちやグリーンモール、学園通り、公園内の緑道的通路は避難場所となる公園や避難所となる公共施設等と連絡しており、市街地の避難路として活用できる配置になっています。これらの緑化を進め避難路としての機能、火災発生時の延焼遅延、地震発生時の落下物飛散防止、構造物の倒壊防止に役立つよう、防災機能の維持と充実を図ります。
- 2) 市街地を流れる中小河川は、火災発生時に延焼遮断帯としての機能があり、中小河川の管理用道路等を避難場所となる公園や避難所となる公共施設等と連絡する避難路として活用するとともに、日常的な動線として活用したり、レクリエーション空間としての活用に努めます。

(3) 防災グリーンベルトの配置

延焼防止に有効な緑地は、全市的スケールでは鉄道林や北海道縦貫自動車道、市街地を分断し延焼を防止する緑地としてグリーンモールや四季のみち、大麻中央公園を、災害時などの延焼遅延のためのグリーンベルトとして機能させるため、今後も機能的に適切な状態で維持し充実に努めます。

【用語解説】

※⁹ 指定緊急避難場所：災害時にその切迫した危険から逃れるための一時的な避難場所で、異常な現象（地震・洪水・土砂災害）ごとに指定する。指定緊急避難場所（地震）は最寄りの公園、広場等で、原則として給食等を行わず1人当りの必要面積は2㎡（公園は3.5㎡）を基準として設定する。江別市地域防災計画においては、市内に160カ所指定している。

※¹⁰ 指定避難所：災害時に避難者を収容するための施設であって、容易に給食、物資を搬送できる場所で、原則として2㎡につき1人を基準とし、50人以上収容することができ、災害に対し安全と考えられる建物。江別市地域防災計画においては、市内に71カ所指定している。



図 6-3 防災の視点からみた緑の配置計画図

-1- 緑の基本計画とは

-2- 江別市の緑の現状と課題

-3- 基本理念と基本方針

-4- 施策の体系

-5- 取組の内容

-6- 緑の配置計画

資料編



6.4 景観の視点からみた緑の配置計画

景観に関する緑の機能・役割については、江別市らしいシンボルとなる野幌森林公園や石狩川、鉄道林、耕地防風林・農地の景観、身近に緑を感じられる市街地周辺の農地、市街地内の公園、河川や水辺、公共施設や民有地の緑地の景観により潤いや安らぎをもたらす機能があります。

(1) 江別らしいシンボリックな緑の景観

緑の要である野幌森林公園、骨格である鉄道林、石狩川、耕地防風林のほか酪農学園大学をはじめ各大学のキャンパス、河畔林、レンガ造りの施設やサイロなどは、江別市の郷土の景観を形作るシンボリックな緑の景観として所有者の理解と協力のもと市民ぐるみで保全に努めます。

(2) 優れた自然や歴史を感じられる緑の景観

野幌森林公園をはじめ、市街地内に点在する緑豊かな公園や樹林地、保存樹木や歴史的な建物周辺の樹林地、中小河川の水辺空間、郊外の湖沼などは、優れた自然や歴史を感じられる緑として保全に努めます。

(3) 住宅地の緑の景観

暮らしの場である住宅地では、住宅の庭や街路樹、公園などの樹木の保全や新たな植栽により、市民ぐるみで民有地と公共施設の緑化を図り、景観の向上と快適な生活環境をつくるよう努めます。

(4) 商業地区、工業地区の緑の景観

商業関連地区においては、街路樹の保全や店先の緑化、商店街としての緑化を図り、大型店の建物周辺や駐車場などにおいては、周辺との景観の調和を図るよう事業者などの協力を得ながら緑化に努めます。

工業地区においては、敷地内緑化や周辺の河川空間や残された樹林地の保全を、事業者などの協力を得ながら緑豊かな工業団地空間づくりに努めます。

(5) 公共空間の緑の景観

公園は地域と協力して緑化を進め、緑豊かな地域のシンボルとなるような拠点とし、道路は地域性や統一感に配慮した景観を地域と協力してつくるよう努めます。

市庁舎や学校、公民館などの公共施設は周辺住民に親しまれるような緑豊かな地域の拠点となるよう努めます。



-1- 緑の基本計画とは

-2- 江別市の緑の現状と課題

-3- 基本理念と基本方針

-4- 施策の体系

-5- 取組の内容

-6- 緑の配置計画

資料編



【参考資料】各取組内容の現行計画との比較

緑セル：現行計画の複数項目を束ねたもの

水色文字：次期計画素案に記載なし

黄色セル：新規取組

赤色文字：現行計画と素案で違っている箇所（追記、表現の見直しなど）

黒色文字：現行計画と素案で概ね同じ内容、記載方法の箇所（新規の取組も含む）

次期計画素案（230914版）			現行計画				
分類	取組項目	取組内容	ページ	取組項目	取組内容	分類①	分類②
取組 1 森林などの緑をまもる	● 野幌森林公園の緑の保全	市域の南西部に広がり、道立自然公園に指定されている野幌森林公園は、当市の緑の要であることから、樹木の育成や更新などの適切な維持管理、公園利用者や公園内道路による環境への負荷軽減、不法投棄による環境悪化の防止など自然環境の維持のため、国や北海道、関連自治体、関係団体などと連携しながら、市民ぐるみでの保全を基本としつつ、自然とのふれあいや自然環境教育の場などとして、自然の大切さや仕組みに配慮した活用に努めます。 また、野幌森林公園の周辺部においては、開発による負荷の軽減や既存の自然環境を有する樹林地などの保全のため、開発に伴う緩衝緑地の設置や既存緑地の所有者の理解と協力を得ながら、周辺環境の保全に努めます。	P48	1-1 野幌原始林の保全	市域の南西部に広がる道立自然公園に指定されている野幌原始林は当市の緑の要であることから、樹木の育成や更新などの適切な維持管理、公園利用者や公園内道路による環境への負荷軽減、不法投棄による環境悪化の防止など自然環境の維持のため、国や北海道、関連自治体、関係団体などと連携しながら、市民ぐるみで保全を基本としつつ自然とのふれあいや自然環境教育の場などとして、自然の大切さや仕組みに配慮した活用に努めます。	緑をまもる	1 野幌原始林をまもる
			P48	1-2 野幌原始林の周辺環境の保全	原始林の周辺部においては、開発による負荷の軽減や既存の自然環境を有する樹林地などの保全のため、開発に伴う緩衝緑地の設置や既存緑地の所有者の理解と協力を得ながら、市民緑地の契約などにより周辺環境の保全に努めます。		
	● 市街地を取りまく緑の保全	良好な営農環境にある農地は保全することを基本とし、耕地防風林、市街地に隣接する樹林地、河畔林などについては、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理と保全に努めます。 千古園や榎本公園、神社境内の樹林地などの歴史的な緑地については、樹木の健康診断や治療、樹木の更新などの適正な維持管理を通じて良好な状態を維持し、後世に引継ぐよう努めます。	P48	2-1 郊外の緑の保全	良好な営農環境にある農地は保全することを基本とし、農地に点在する保全すべき屋敷林や耕地防風林、市街地に隣接する樹林地、河畔林などについては、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理に努め、永続的な保全のために保全配慮地区への指定や所有者の理解と協力を得ながら市民緑地の契約などで保全に努めます。		2 市街地を取り巻く緑をまもる
				2-2 歴史的に重要な緑地の保全	千古園や榎本公園、神社境内の樹林地などの歴史的な緑地については、樹木の健康診断や治療、樹木の更新などの適正な維持管理を通じて良好な状態を維持し、後世に引継ぐよう努めます。		
	● 身近な緑の保全	市街地における緑の骨格となる鉄道林については、樹木の育成や保全のための状況に応じた適正な管理など、永続的な保全のために所有者の理解と協力を得ながら保全に努めます。 公園や良好な自然環境の残る樹林地や水辺は、樹木の育成や更新のために適正な維持管理を行い、良好な状態の維持を図ります。また、民有地の良好な自然環境の残る樹林地は、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理を図り、永続的な保全のために所有者の理解や協力を得ながら保存樹林の指定などにより保全に努めます。 宅地造成などの開発において、都市環境の維持・向上のために必要なまとまった面積の既存樹林の保全や新たな緑化については、江別市緑化推進条例に基づき事業者と協議しながら地区内の緑化を検討するとともに、緑地協定や地区計画などの諸制度を活用しながら緑の保全と緑化の推進に努めます。	P49	3-1 鉄道林の保全	市街地における緑の骨格となる鉄道林については、所有者の管理負担の軽減、樹木の育成や更新のための適正な管理を行い、永続的な保全のために所有者の理解と協力を得ながら市民緑地の契約などで保全に努めるとともに、鉄道林および周辺の景観整備や散策などができるよう活用を検討します。 また、例えば鉄道林保全基金や鉄道林の会の設立などを検討するとともに、維持管理などにおいては所有者と市民、行政の三者による役割分担を明確にし、市民ぐるみで保全や活用に努めます。 さらに、鉄道林の途切れている区間においては、街路樹やその手法により連続性を補完するよう取り組み、市街地における良好な都市環境の保全と充実を図ります。		3 身近な緑をまもる
				3-2 市街地に残る緑の保全	公園の良好な自然環境の残る樹林地や水辺は、樹木の育成や更新のために適正な維持管理を行い、良好な状態の維持を図ります。 また、民有地の良好な自然環境の残る樹林地は、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理を図り、永続的な保全のために所有者の理解や協力を得ながら緑地保全地域や特別緑地保全地区、保存樹林の指定または市民緑地の契約などにより保全に努めます。		
				3-3 開発に伴う規制と誘導	宅地造成などの開発において、都市環境の維持・向上のために必要なまとまった面積の既存樹林の保全や新たな緑化については、江別市緑化推進条例に基づき事業者と協議しながら地区内の緑化を検討するとともに、緑地協定や地区計画などの諸制度を活用しながら緑の保全と緑化の推進に努めます。		
	● 脱炭素社会の実現のための緑の保全	脱炭素社会の実現に向け、森林による二酸化炭素吸収源としての効果を発現するため、植樹、育林を継続的に進めます。また現状で吸収源として機能している既存の森林についても、機能低下を防ぐ観点から保全に努めます。	—	—	—	—	—

【参考資料】各取組内容の現行計画との比較

緑セル：現行計画の複数項目を束ねたもの
黄色セル：新規取組
黒色文字：現行計画と素案で概ね同じ内容、記載方法の箇所（新規の取組も含む）
水色文字：次期計画素案に記載なし
赤色文字：現行計画と素案で違っている箇所（追記、表現の見直しなど）

次期計画素案（230914版）			現行計画				
分類	取組項目	取組内容	ページ	取組項目	取組内容	分類①	分類②
取組 2 水辺をまもる	● 河川・湖沼の緑の保全	石狩川をはじめとする市内の河川や湖沼において、市民ぐるみで水辺の生きもの調査や情報の収集、治水機能と調和させながら水辺の生態系に配慮した水辺環境の保全に努めるとともに、良好な水辺環境の維持や必要に応じて水質浄化に努めます。	P50	4-1 河川・湖沼の保全	石狩川をはじめとする市内の河川や湖沼において、市民ぐるみで水辺の生きもの調査や情報の収集、治水機能と調和させながら水辺の生態系に配慮した水辺環境の保全に努めるとともに、良好な水辺環境の維持や必要に応じて水質浄化に努めます。	緑をまもる	4 水辺をまもる
	● 河畔林の保全	良好な自然環境が残された河畔林については、治水機能と調和を図りつつ、その環境維持のために河川管理者などと協力して市民ぐるみで保全に努めます。	P50	4-2 河畔林の保全	良好な自然環境が残された河畔林については、治水機能と調和を図りつつ、その環境維持のために河川管理者などと協力して市民ぐるみで保全に努めます。		
取組 3 緑の拠点・施設のネットワーク化	● 緑の拠点となる公園などの整備や保全	良好な自然環境の残る樹林地や水辺などを活用した拠点づくりを基本に、東野幌総合公園の整備や既存公園の再整備、公園の地域バランスの改善を図るなど、地域の憩いの場や多様なレクリエーションに対応した拠点整備を進めます。	P51	5-1 レクリエーション拠点の整備	野幌台地にくし状に入り込む沢地地形や良好な自然環境の残る樹林地や水辺などを活用した拠点づくりを基本に、東野幌総合公園の整備や既存公園の再整備、公園の地域バランスの改善を図るなど、市民の多くから望まれている1日を通して遊べる多様なレクリエーションに対応した拠点整備を進めます。 また、施設整備に際しては要望の高い水遊びができる場所や木陰づくりなどの水辺や緑の充実をはじめ、誰もが使いやすい施設の整備を図ります。	緑をそだてる	5 緑の拠点・施設の整備
	● 河川等水辺空間のネットワークの充実	市内の緑の各拠点を結び、特に野幌森林公園と石狩川を結ぶ緑の要素となっている河川においては、国の「多自然川づくりの基本方針」に基づき河川改修を行うとともに、河畔林の保全や創出など、自然環境に配慮した生態系ネットワークの充実や築堤を利用したレクリエーション系ネットワークの充実に努めます。	P52	6-1 良好な水辺空間を活かしたネットワーク	市内の緑の各拠点を結び、特に野幌原始林と石狩川を結ぶ緑の要素となっている河川においては、多自然川づくりの基本方針に基づき河川改修を行うとともに、河畔林の保全や創出など、自然環境に配慮した生態系ネットワークの充実や築堤を利用したレクリエーション系ネットワークの充実に努めます。		6 緑のネットワーク化
	● 公園と歩道による、日常生活の快適な移動ネットワークの維持	市街地の緑の各拠点を結ぶ役割を果たしている緑道などの歩行系空間においては、歩行者や自転車、車椅子などで安全かつ快適に移動できるよう、樹木や舗装、休憩所などの適正な維持管理を行い、レクリエーション系ネットワークの充実を図るとともに、幹線道路の街路樹などの適正な維持管理を図り、木陰の確保や景観向上の観点からも快適な移動空間の確保を図ります。	P52	6-2 快適な移動空間の整備	市街地の緑の各拠点を結ぶ役割を果たしている緑道などの歩行系空間においては、歩行者や自転車、車椅子などで安全かつ快適に移動できるよう、緑量の向上や舗装、休憩所の整備などレクリエーション系ネットワークの充実を図るとともに、幹線道路の街路樹などの緑量の向上を図り、木陰の確保や景観向上の観点からも快適な移動空間の確保を図ります。		
	● コンパクトなまちづくりに対応した、公園施設の整備や適正配置の検討	必要に応じて周辺環境や自然環境、社会情勢などを踏まえた、都市公園としての役割分担、施設機能の再編・集約など適正配置について検討します。 【都市全体の公園等の配置の考え方】 市街地では、歩いて行ける範囲に配置するものとし、それぞれの特質に応じた都市公園の分布の均衡を図り、また、都市公園としての役割を踏まえ、機能の分担や適正配置に努めます。 また、一定規模の宅地造成などにより居住人口が増える場合においては、周辺の公園配置や地形等の状況に応じ、必要に応じて公園配置の検討を行います。 【公園の緑化の目標】 既存公園の再整備および新設する公園の緑化面積率は、緑の政策大綱（平成6年7月建設省決定）に従って、街区公園および運動公園は30％以上、それ以外の住区基幹公園および都市基幹公園は50％以上、緩衝緑地および緑道は70％以上、都市緑地は80％以上確保することを目標とします。	—	—	—		—

【参考資料】各取組内容の現行計画との比較

緑セル：現行計画の複数項目を束ねたもの 水色文字：次期計画素案に記載なし	黄色セル：新規取組 赤色文字：現行計画と素案で違っている箇所（追記、表現の見直しなど）	黒色文字：現行計画と素案で概ね同じ内容、記載方法の箇所（新規の取組も含む）
---	--	---------------------------------------

次期計画素案（230914版）			現行計画				
分類	取組項目	取組内容	ページ	取組項目	取組内容	分類①	分類②
取組 4 緑化の推進	● 駅前や公共施設、商業施設敷地や沿道の緑化や花づくり	公園や道路、市庁舎、小広場や商業施設など皆が集まる空間の緑をデザインする際には、せん定の際の樹形を損なうことのないような配慮や、江別らしさの代表的な素材であるレンガなどとの調和、隣接する施設との連携や統一感、歓迎ポイントなどの特徴ある空間、景観や江別らしさ、地域の個性などに配慮した緑のデザイン、イメージアップを行い、地域のシンボルや親しまれる緑の拠点となるよう努めます。	P51	5-4 シンボルとなる緑の空間づくり	公園や道路、河川空間、鉄道林などを活用し、所有者や管理者の理解と協力を得ながら、市民ぐるみで特色ある新たな名所や緑のシンボルづくりに努めます。		5 緑の拠点・施設の整備
			P53	8-1 江別らしい、北海道らしい緑の景観づくり	江別らしさの代表としての鉄道林、耕地防風林のある農村の原風景、牧歌的な大学キャンパスなどの緑の要素やレンガ建造物を生かし、江別らしい緑のまちづくりに努めます。また、市境の幹線道路には江別を知らせる特色ある緑の歓迎ポイントを設けるなど、イメージアップを図るための取り組みを検討します。さらに街路樹や公園の樹木などのせん定の際には、樹形を損なうことのないよう配慮し緑のイメージアップを図ります。		8 緑のイメージアップ
				8-2 公共空間の緑のデザイン	公園や道路、市庁舎、小広場などの公共的な空間の緑をデザインする際には、江別らしさの代表的な素材であるレンガなどとの調和、隣接する施設との連携や統一感、特徴ある空間、景観や江別らしさ、地域の個性などに配慮した公共空間の緑のデザインを行い、地域に親しまれる緑の拠点となるよう努めます。		
			P53	8-4 身近な緑の充実	散歩や公園で遊んでいるとき、家の窓から外を眺めるとき、通勤通学や買い物に出かけるときなどの日常生活の中で緑の豊かさが実感できるよう、街路樹や公園の樹木の緑量の向上、身近に流れる中小河川の水辺の充実、店舗や商店街および庭先の緑化、屋内や壁面の緑化を通じて魅力的な緑の空間をつくるために、市民ぐるみで身近な緑のイメージアップに努めます。		
	● 公共空間での緑化の推進	公共施設においては、庁舎などの周辺緑化や屋内緑化を図るなど、緑化推進の取組を率先して図ります。また、学校などは自然環境教育のために生態系が体験できる空間としての緑地づくりを検討します。さらに各庁舎の敷地に応じて木陰やベンチなどの施設を充実させ、気軽に散歩や休憩などができる、地域に開放された緑の拠点となるよう努めます。公園や道路などの公共施設においては、花植えなどの緑化やせん定、施肥などの維持管理を通じて、地域の緑の拠点や憩いの場、快適な生活環境となるよう市民ぐるみで緑化に努めます。また、公共施設を再整備もしくは新設する場合には、緑被率が教育施設は30％以上、その他の施設は20％以上となるよう努めます。	P52	7-1 公共空間の緑のボリュームアップ	公園や道路、官公庁施設などの公共施設においては、花植えなどの緑化やせん定、施肥などの維持管理を通じて、地域の緑の拠点や憩いの場、快適な生活環境となるよう市民ぐるみで緑量の向上に努めます。	緑をそだてる	7 緑のボリュームアップ
			P54	9-1 官公庁施設の緑化推進	官公庁の施設においては、庁舎などの周辺緑化や屋内緑化を図るなど、緑化推進の取組みを率先して図ります。また、学校などは自然環境教育のために生態系が体験できる空間としての緑地づくりを検討します。さらに各庁舎の敷地に応じて木陰やベンチなどの施設を充実し、気軽に散歩や休憩などができる、地域に開放された緑の拠点となるよう努めます。		9 空間の特性に応じた緑化推進
	● 市民協働による公園整備や維持管理の推進	公園においては計画的な緑化や適正な維持管理を行い緑豊かな公園を維持し、地域の日常的な協力により地域のふれあいの場、憩いの場となるよう維持管理に努めます。新設や再整備の公園については、親しまれる公園となるよう計画段階から市民参加による公園づくりを進めるとともに、地域による公園管理や植栽、花壇づくりなどの緑化に努めます。	P54	9-4 公園の緑化推進	既存の公園においては公園緑化の長期的整備計画などを作成し、それに従った緑化や適正な維持管理を行って公園全体の緑量の向上を図り、新設や再整備に際しては市民参加による公園づくりをはじめ、地域による公園管理や植栽、花壇づくりなどの緑化を図るとともに、既存の公園においても地域の日常的な協力により地域のふれあいの場、憩いの場となるよう緑化に努めます。		
			P59	12-2 公園づくり等への市民参加の促進	身近な公園の計画および整備に際しては、地域が望む公園をつくり、親しまれる公園となるよう計画段階から市民参加により進めるなど、身近な公共空間において市民ぐるみで地域の緑の拠点づくりを進めるための環境づくりの支援を図ります。	緑をひろげる	12 緑づくりを支援する

【参考資料】各取組内容の現行計画との比較

緑セル ：現行計画の複数項目を束ねたもの 水色文字 ：次期計画素案に記載なし	黄色セル ：新規取組 赤色文字 ：現行計画と素案で違っている箇所（追記、表現の見直しなど）	黒色文字 ：現行計画と素案で概ね同じ内容、記載方法の箇所（新規の取組も含む）
---	--	---

次期計画素案（230914版）			現行計画				
分類	取組項目	取組内容	ページ	取組項目	取組内容	分類①	分類②
取組 4 緑化の推進 (つづき)	● 道路の緑化と適正な維持管理	統一感のある景観や特色ある景観づくりを目指し、 道路の緑化 や適正な維持管理を行って 緑豊かな道路空間を維持 し、隣接する公園や 公共施設 、店舗、個人住宅などと連携した整備などで、道路空間の緑の充実を図ります。また、植樹帯の空いているスペースには、地域の緑化活動と協力して花を植えることで、彩りと潤いのある道路空間づくりに努めます。	P54	9-3 道路の緑化推進	統一感のある景観や特色ある景観づくりを目指して 道路緑化の長期的整備計画 などを 作成 し、それに従った緑化や適正な維持管理を行って 道路全体の緑量の向上を図り 、隣接する公園や 官公庁の施設 、店舗、個人住宅などと連携した整備などで、道路空間の緑の充実を図ります。また、植樹帯の空いているスペースには、地域の緑化活動と協力して花を植えることで、彩りと潤いのある道路空間づくりに努めます。	緑をそだてる	9 空間の特性に応じた緑化推進
	● 住宅地の緑化推進	住宅地においては、新たな植栽や緑量の向上などによる 緑化推進を図るために緑化スペースとして敷地面積の20%以上を確保し 、かつ敷地内に樹木を1本以上または道路に面した部分を生垣化することを目指し、樹木などによる緑化ができない場合はプランターなどで玄関先や窓辺などの緑化を図り、それに代えることとします。市民ぐるみで住宅地の緑化を図り、住宅地としての景観の向上と快適な生活環境をつくるよう努めます。 また、新たに造成される宅地開発では、既存樹林地などの保全のほかに道路などの公共空間や宅地内の緑化のために、地区計画や緑地協定などの諸制度を活用した緑化推進に 努めます 。	P55	9-5 住宅地の緑化推進	新たに造成される宅地開発では、既存樹林地などの保全のほかに道路などの公共空間や宅地内の緑化のために、地区計画や緑地協定などの諸制度を活用した緑化推進を図り、また 既存住宅地 においては、新たな植栽や緑量の向上、 プランターなどによる緑化推進を図るために庭木1本運動や1鉢運動 など、市民ぐるみで住宅地の緑化に努めます。		
	● 商業地、工業地の緑化推進	商業地では、店舗、事務所などの商業・業務施設は1入口1鉢以上の 緑化、店内や事務室内の屋内緑化を図ることを目指します 。敷地内に設けられた歩行空間や小広場の緑化をはじめ、商店街や店先の緑化、駐車場や屋上・壁面緑化など事業者の自発的な緑化の協力を得ながら、既存制度の活用や緑化の啓発などと連携し、緑豊かで彩りのある商業空間とするため緑化に努めます。 工業地では、イメージの向上やそこで働く工場従事者などの健康増進のために、工場立地法などによる敷地内の緑地の確保をはじめ、接道する部分への植樹や花植えなど事業者の自発的な緑化活動や、周辺に残された自然環境の保全のための協力を得ながら、企業と一体となって緑豊かな工業地区とするため緑化に努めます	P55	9-6 商業施設の敷地内や沿道の緑化推進 9-7 工業地区の緑化推進	ビル建築の際には、その敷地内に設けられた歩行空間や小広場の緑化をはじめ、商店街や店舗先の緑化、 大規模な 駐車場や屋上・壁面緑化など事業者の自発的な緑化の協力を得ながら、既存制度の活用や緑化の啓発などと連携し緑豊かで彩りのある商業空間とするため緑化に努めます。 工業地区としてのイメージの向上やそこで働く工場従事者などの健康増進のために、工場立地法などによる敷地内の緑地の確保をはじめ、接道する部分への植樹や花植えなど事業者の自発的な緑化活動や、周辺に残された自然環境の保全のための協力を得ながら、企業と一体となって緑豊かな工業地区とするため緑化に努めます。	緑をそだてる	9 空間の特性に応じた緑化推進
取組 5 緑づくりへの支援	● 緑の保全や緑化活動に対する支援	市民が主体となって行う公園や河川の自然環境の保全活動、公園や道路の植樹や花植えなどの緑化活動や清掃、草刈り、せん定などの活動を進めやすくするための環境づくりの支援を図ります。 また、環境緑化を総合的に推進するために江別市緑化推進条例などの現行の諸制度を活用するとともに、 家庭で不要となった樹木を希望者へ仲介する緑のデータバンク や 緑の相談 、技術指導を行う支援体制の充実を検討します。	P59	12-1 緑の保全や緑化活動に対する支援	市民が主体となって行う公園や河川の自然環境の保全活動、公園や道路の植樹や花植えなどの緑化活動や清掃、草刈り、せん定などの自助互助の活動を進めやすくするための環境づくりの支援を図ります。	緑をひろげる	12 緑づくりを支援する
			P60	13-1 支援体制の充実	環境緑化を総合的に推進するために江別市緑化推進条例などの現行の諸制度を活用するとともに、 市内の緑に関する専門家やボランティアなどによる組織づくりや地域の支援ネットワーク を検討し、緑化などに関するアドバイザーとしての派遣や緑の相談、技術指導を行う支援体制の充実を検討します。		13 仕組みづくりをすすめる
			P60	13-2 緑に関する啓発と活動の拡大	緑の保全や緑化推進、水辺利用に伴う自己責任意識の啓発をはじめ、非営利活動法人（NPO）やボランティア団体、少年団などの育成やトラスト運動など緑に関連する諸活動拡大のための支援、地域のリーダーや専門的知識を持つ人材育成 などを図ります。		
			P60	13-3 緑の循環の仕組みづくり	せん定や間伐などで発生する枝などのウッドチップ化や落ち葉の堆肥化による活用など、緑を最後まで役立てるため、循環の仕組みについて充実 を図ります。 また、 家庭で不要となった樹木などは希望者に仲介する などの方法で再利用を図り、 緑の循環を推進する仕組みについて充実 を図ります。		

【参考資料】各取組内容の現行計画との比較

緑セル：現行計画の複数項目を束ねたもの 水色文字：次期計画素案に記載なし	黄色セル：新規取組 赤色文字：現行計画と素案で違っている箇所（追記、表現の見直しなど）	黒色文字：現行計画と素案で概ね同じ内容、記載方法の箇所（新規の取組も含む）
---	--	---------------------------------------

次期計画素案（230914版）			現行計画				
分類	取組項目	取組内容	ページ	取組項目	取組内容	分類①	分類②
取組 5 緑づくりへの 支援（つづ き）	● 緑に関する技術提供	自治会や商店街、学校や近所同士による花づくりや庭づくりなどの緑化を進めるために、必要な情報提供や技術的な支援などを図ります。また、市民や企業などが中心になって行う緑化活動などを支援していくため、緑化の知識や技術的なアドバイスを行う体制づくりに努めます。	P53	8-3 地域の個性を生かした緑のまちづくり	地域の住民が主体となって地域特性や個性を生かした緑のまちづくりを進めるために、地域で緑の計画づくりなどを行う際の必要な助言や緑に関する諸活動に対する技術的支援などを通じ、地域が行う自助互助への支援を図ります。	緑をそだ てる	8 緑のイ メージ アップ
			P59	12-3 緑に関する技術提供	自治会や商店街、学校や近所同士による花づくりや庭づくりなどの緑化を進めるために、必要な情報提供や技術的な支援などを図ります。また、市民や企業などが中心になって行う緑化活動などを支援していくため、緑化の知識や技術的なアドバイスを行う専門家やボランティアの派遣などの充実について検討します。	緑をひろ げる	12 緑づ くりを支 援する
	● 緑と水に関する情報発信の 仕組みづくり	大学などの専門機関や市民団体、ボランティア、一般市民などが行政と連携し、緑と水に関する調査研究、情報の蓄積や一元化を進め、専門的な情報からサクラ情報などの身近な情報まで、市民ニーズに応じて、インターネットやSNS、パンフレットなどにより情報発信できる仕組みづくりを進めます。	P60	14-1 緑と水に関する調査 研究の推進	大学などの専門機関や市民団体、ボランティア、一般市民などが主体となった緑と水に関する調査研究のための組織づくりを検討し、自然環境の保全や市民が知りたい情報の提供などのために活用できるよう、行政と連携し必要な情報などの蓄積や調査研究の推進を検討します。		14 情報 化をすす める
				14-2 緑と水に関する情報 収集の仕組みづくり	大学などの専門機関や市民団体、一般市民などが持っている緑と水に関する情報を共有できるように、それらの情報を集約し一元化できる仕組みづくりを検討します。		
				14-3 緑と水に関する情報 発信の仕組みづくり	調査研究や情報の一元化などにより蓄積された情報を活用できるように加工し、専門的な情報からサクラ情報などの身近な情報まで、市民が求める必要な形にして、インターネットやパンフレットなどにより情報発信できる仕組みづくりを検討します。		
取組 6 緑にふれる機 会の創出	● 野幌森林公園や市街地内の 樹林地の活用	市街地に近接する野幌森林公園や、市街地内の自然環境の残された樹林地などは、散策や手軽な森林浴などで潤いと安らぎを享受できる空間として、また、体験学習の場として自然に親しめるよう所有者の理解と協力を得ながら活用に努めます。	P56	10-1 市街地に残る樹林地 の活用	市街地における自然環境の残された民間の樹林地などは、周辺住民が散策や手軽な森林浴などで市街地における潤いと安らぎを享受できる空間として、所有者の理解と協力を得ながら市民緑地などの諸制度を活用して一般に開放し、利用できるよう努めます。	緑にふれ る	10 身近 な緑や水 辺を活用 する
	● 石狩川や中小河川の活用	石狩川と千歳川との合流点を水と親しむための拠点として、堤防緑化をはじめ江別駅前市街地、江別河川防災ステーション、河川敷緑地などと連携しながら、釣りやヨットなどの川遊び、散策、サッカーなどのスポーツや憩いの場づくり、水辺を活かして地域の賑わい創出をめざす「かわまちづくり」など、管理者と連携を図り活用に努めます。 市街地を流れる中小河川においても、自然観察や環境学習、散策など水辺と親しむ場として、管理者と連携を図り活用に努めます。また、河川の改修の際には環境に配慮した国の「多自然川づくり」を基本とし、生態系に配慮した水と親しむことができる空間をつくるよう努めます。	P56	10-2 石狩川の活用	千歳川との合流点を水と親しむための拠点として、築堤の緑化をはじめ江別駅前市街地、江別河川防災ステーション、河川敷緑地などと連携しながら、釣りやヨットなどの川遊び、散策、野球やサッカーなどのスポーツや憩いの場となるよう、管理者と連携を図り安全を確保できるものについては活用に努めます。		
				10-3 中小河川の活用	市街地を流れる中小河川においては、ホテル観賞などの自然観察や環境学習、散策など水辺と親しむ場として、管理者と連携を図り安全を確保できるものについては活用に努めます。 また、河川の改修の際には環境に配慮した多自然川づくりを基本とし、生態系に配慮した水と親しむことができるレクリエーション空間をつくるよう努めます。 さらに、築堤の管理用道路などは災害時には安全な避難路としても活用できるよう、管理者と連携し防災機能としての活用を検討します。		
	● グリーンツーリズムなど 農地を活かした 農村との交流	農村とまちとの交流や土にふれて作物をつくるなど、農地を活用した市民農園の整備や滞在型農業体験などのグリーンツーリズムを通じて土と人との交流の場を提供できるよう、農業者と連携した農地の活用に努めます。	P57	10-4 農地を生かした 農村との交流	農村とまちとの交流や土にふれたり作物をつくるなど、農地を活用した市民農園の整備や滞在型農業体験などを通じて土と人との交流の場を提供できるよう、農業者と連携した農地の活用を検討します。		
	● 湖沼や旧河川の河跡湖 （三日月湖）の活用	市内に点在し良好な自然環境が残る越後沼をはじめとする湖沼や、河川改修などにより生じた河跡湖は、野鳥観察や自然観察の場として市民ぐるみで環境負荷の軽減を図りつつ、管理者との連携や所有者の理解を得ながら活用に努めます。	P57	10-5 湖沼や旧河川の河跡湖 （三日月湖）の活用	市内に点在する良好な自然環境が残る越後沼をはじめとする湖沼や河川改修などにより生じた河跡湖は、野鳥観察や自然観察の場として市民ぐるみで環境負荷の軽減を図りつつ、管理者との連携や所有者の理解を得ながら活用に努めます。		

【参考資料】各取組内容の現行計画との比較

緑セル：現行計画の複数項目を束ねたもの 水色文字：次期計画素案に記載なし	黄色セル：新規取組 赤色文字：現行計画と素案で違っている箇所（追記、表現の見直しなど）	黒色文字：現行計画と素案で概ね同じ内容、記載方法の箇所（新規の取組も含む）
---	--	---------------------------------------

次期計画素案（230914版）			現行計画				
分類	取組項目	取組内容	ページ	取組項目	取組内容	分類①	分類②
取組 6 緑にふれる機 会の創出（つ づき）	● 施設のバリアフリー化や ユニバーサルデザイン化に よる、誰もが緑にふれる ことができる環境づくり	公園などを利用する際の物理的な障害を取り除き、段差の解消などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン化の考えに基づき木陰の確保、案内施設や設備への配慮などを進め、幼児や高齢者、障がい者はもとより健常者にとっても誰もが使いやすい、安心して緑にふれられる空間づくりに努めます。	P57	10-6 だれもが緑に ふれられる空間づくり	公園などを利用する際の物理的な障がいを取り除き、段差の解消や木陰の確保、設備への配慮など幼児や高齢者、障がい者はもとより健常者にとっても使いやすい安心して緑にふれられる空間づくりに努めます。		
	● イベントや自然環境学習を 通じた活用	野幌森林公園をはじめ良好な自然環境のある緑地や水辺では、森林浴や自然観察会、トレッキング、講習会などによる自然に親しむ機会づくりに努めます。 市街地では、ガーデニング講習会や公園の花壇づくりなどの緑と水に親しむイベントや枝打ち体験、植樹会など緑を守り育てる参加型のイベントの開催など、各種イベントを通じて緑や水辺にふれる機会づくりに努めます。 また、学校や子ども会、自治会などと連携し身近な緑や水辺を活用して、自然の大切さや自然保護の必要性などの自然環境学習や地域の活動を通じての緑にふれる機会づくりに努めます。	P58	11-1 イベントの活用 11-2 自然に親しむ機会づくり 11-4 自然環境教育への活用	ガーデニング講習会や公園の花壇づくりなどの緑と水に親しむイベントや枝打ち体験や植樹会など緑を守り育てる参加型のイベントの開催など、各種イベントを通じて緑や水辺にふれる機会づくりに努めます。 野幌原始林をはじめ、良好な自然環境のある緑地や水辺を活用して、森林浴や自然観察会、トレッキング、講習会などによる自然に親しむ機会づくりに努めます。 学校教育や子供会、自治会などで身近な緑や水辺を活用して、自然の大切さや自然保護の必要性などの自然環境教育や地域の活動を通じての緑にふれる機会づくりに努めます。		11 緑に ふれる機 会をつく る
	● 冬季も緑にふれることが できる環境づくり	公園などの公共施設に針葉樹を含めた緑化を図るなど、冬には歩くスキーなどで緑にふれられる環境の整備に努めるほか、公共施設の屋内の緑化を図ることで冬季間の施設利用者に対する癒し効果や快適さを高めるため、緑にふれられる機会づくりに努めます。	P54	9-2 屋内の緑化推進	緑のはたらきのひとつである癒しや治療効果、空気の浄化などを身近に活用するものとして、官公庁施設や病院、学校はもとより個人住宅や事業所、店舗などの屋内において観葉植物などによる緑化や、冬期間においても緑の機能を楽しむなどの環境づくりを市民ぐるみで図ります。	緑をそだ てる	9 空間の 特性に応 じた緑化 推進
			P58	11-3 緑を生かした保健・保養	病院や老人福祉施設などでは、治療やリハビリなどに園芸療法や土とふれあうレクリエーションなど緑の癒し効果の活用を図ります。 また、緑の少ない冬季間においては屋内緑化により室内の湿度調整や癒し効果などを活用し、快適な居住環境づくりに努めます。	緑にふれ る	11 緑に ふれる機 会をつく る
				11-5 冬季も緑にふれられる 機会づくり	公園などの公共施設に針葉樹を含めた緑化を図るなど、冬には歩くスキーなどで緑にふれられる環境の整備に努めるほか、官公庁の庁舎内の緑化を図ることで冬季間の施設利用者に対して緑にふれられる機会づくりに努めます。		
取組 7 防災・減災に 資する緑づく り	● 避難場所としての防災機能 の充実	災害時の避難場所としての公園や学校などは、防災に対応した施設の充実を図るとともに、延焼防止のために新たな緑化や既存樹木の適正な維持管理を通じて、防災機能の充実を図ります。	P51	5-3 避難地としての防災機能 の充実	災害の際の避難地としての公園や学校などは、防災に対応した施設の充実を図るとともに、延焼防止や防災のために新たな緑化や既存樹木の維持管理を通じて緑の緑量の向上を図るなど、防災拠点としての機能の充実を図ります。	緑をそだ てる	5 緑の拠 点・施設 の整備
	● 緑道、歩道など避難路と しての防災機能の充実	緑道や公園の通路、街路樹のある幹線道路の歩道などの歩行系空間は、避難場となる緑の各拠点を結んでおり、これらにおいて延焼防止や避難時の安全性を確保するなどの目的で、新たな緑化や適正な樹木の維持管理を通じて、防災系ネットワークの充実を図ります。	P52	6-3 避難路としての 防災機能の充実	緑道や公園の通路、街路樹のある幹線道路の歩道などの歩行系空間は、避難地となる緑の各拠点を結んでおり、これらにおいて延焼防止や避難時の安全性を確保するなどの目的で、新たな緑化や適正な樹木の維持管理を通じて緑量の向上を図るなど、防災系ネットワークの充実を図ります。		6 緑の ネット ワーク化
	● 延焼防止帯となる グリーンベルトの確保 (新規)	延焼防止に有効な緑地として、鉄道林や北海道縦貫自動車道、グリーンモールや四季のみち、大麻中央公園など、災害時の延焼遅延のためのグリーンベルトとして機能させるため、今後も適正な維持管理を行い、機能の充実に努めます	—	—	—	—	—

【参考資料】各取組内容の現行計画との比較

緑セル：現行計画の複数項目を束ねたもの
水色文字：次期計画素案に記載なし

黄色セル：新規取組
赤色文字：現行計画と素案で違っている箇所（追記、表現の見直しなど）
黒色文字：現行計画と素案で概ね同じ内容、記載方法の箇所（新規の取組も含む）

次期計画素案（230914版）			現行計画				
分類	取組項目	取組内容	ページ	取組項目	取組内容	分類①	分類②
取組 8 生物多様性の 保全に資する 緑づくり	● 森林や河川・湖沼の 野生生物 生息環境の保全	市全域及び広域の生物多様性確保のためにエコロジカル（生態系）ネットワークの核となる、野幌森林公園及び隣接する緑地の保全、石狩川、千歳川、夕張川をはじめとする水辺の保全のため、「環境緑地保護地区」※7「鳥獣保護区」※8などの保全手法を活用するとともに、国や北海道、他市町村などと情報共有や連携を図りながら、地域ぐるみの保全に努めます。	P52	6-4 広域的な緑の連携	広域的な緑に関しては北海道広域緑地計画に基づき、札幌圏（江別市・札幌市・北広島市・石狩市・小樽市石狩湾新港地域）の各市と連携して広域的な緑のネットワークの構築に努めます。 さらに石狩川や千歳川などを介して広域的な連携を図る際には、関係する市町村などと連携しながら必要な取り組みを検討します。	緑をそだ てる	6 緑の ネット ワーク化
	● 野生生物との共存 （新規）	都市部の周りに良好な自然環境を有する本市においては、野生生物との接触機会も多く、カラスをはじめアライグマやキツネなど、都市環境に適応してきた動物と人間との共生が課題となっています。このことから、外来種問題などに適切に対応しながら、野生生物との共生方法などについて情報発信し、環境教育等を通じて市民への野生生物に対する理解を深める機会の創出に努めます。 また、外来種の扱いについては、外来生物法（特定外来生物による生物生態系に係る被害の防止に関する法律）や外来種被害三原則（入れない・捨てない・広げない）に基づくとともに、専門機関などの意見をもとに適切に対応します。	－	－	－	－	－
	● エコロジカルネットワークを 担う河川や公園の樹林地の保全 （新規）	野生の生き物は、繁殖の場や、餌場、休息の場など、多くの場を必要とし、さまざまな目的で移動しています。 生態系の拠点の適切な配置やつながりのことをエコロジカルネットワークといい、その形成にあたっては、核となる地域（コアエリア）およびその地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能にすることで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これら生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保することが必要です。 そのため、野幌森林公園をコアエリアとし、その周辺の河川空間や防風林の保全、緑豊かな公園や街路樹の適正な維持管理によってバッファゾーン、コリドーを確保するため、河川や湖沼、鉄道林や防風林、緑豊かな公園や緑道の樹林地の保全を図ります。	－	－	－	－	－